

資料 21

東播用水二期事業農家負担方法 と合併に関する協議報告書

平成 23 年 12 月 20 日

東播用水南部水利施設調整協議会

目 次

はじめに	237
協議結果の概要	238
第1章 協議経過	240
第2章 協議方針等	242
1 農家負担方法について	242
2 合併について	242
3 協議手順	243
4 協議期限	243
第3章 検討項目の整理	244
第4章 協定等の確認	245
1 主な協定書等とその記載内容	245
2 本協議会の見解	246
第5章 両土地改良区の合併	248
1 合併の方針	248
2 合併条件	249
3 合併手続	250
4 合併スケジュール	252
第6章 農家負担方法	254
1 淡山負担の検討	254
2 合併を前提とした農家負担方法	258

はじめに

東播用水南部水利施設調整協議会（東播用水土地改良区と兵庫県淡河川・山田川土地改良区の共通課題等について協議調整するため両土地改良区理事代表者を構成員として平成8年に設立）では、平成22年度から東播用水二期事業に関して協議しています。

平成22年度には、本協議会において両土地改良区で連携して二期事業に取り組む案を決定し、両土地改良区は平成25年度事業採択に向けた国への要望活動を行なっているところです。

この度、平成23年5月から12月にかけて「二期事業に係る農家負担のあり方」と「二期事業を契機とした両土地改良区の合併」について協議を行いました。

協議の中心は、「淡山施設関連事業費は淡山負担または全体負担」及び「合併の必要性和合併条件」でしたが、まず二重組織の弊害等から「合併案」を、そして合併促進や合併後の新土地改良区の円滑な運営を図る観点から「合併を前提に全体負担案」をまとめることができました。

干ばつに悩む農家を救った明治時代に始まる淡山疏水事業は高い評価を受けており、これを包含する東播用水事業はこれまでになく安定した農業用水を受益農地に送り続けているところです。本協議会の各委員がこれら事業で整備された施設を受益地区全体で保全し活用していくことが肝要と考えた結果、この度の本協議会の案となったと思っています。

本書は、これらの協議に関する両土地改良区理事会への報告書として作成したものです。各理事会におかれては、本協議会案を審議いただき、連携して組合員の合意を形成して「二期事業の円滑な推進」と「両土地改良区の合併」を実現していただくようお願いいたします。

平成23年12月20日

東播用水南部水利施設調整協議会会長

兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長 大村 哲郎

東播用水南部水利施設調整協議会副会長

東播用水土地改良区理事長 大村 伊三夫

協議結果の概要

1 両土地改良区の合併

基本方針	東播用水土地改良区と兵庫県淡河川・山田川土地改良区のこれまでの交渉経過や現状における数々の問題等に鑑み、両土地改良区は合併を進める。															
合併スケジュール	平成28年度末迄に全ての手続を終え合併する。 (P17 表5 東播用水・淡山合併スケジュール)															
主な合併条件	1 東播用水土地改良区運営経費増の補填 合併後に発生する東播用水土地改良区の事務経費増を補填するため、淡山土地改良区の基金や遊休土地の処分益の活用等について農家負担方法とのバランスを考慮して検討する。															
	2 淡山土地改良区所有ため池に関する権利義務の継承 地元管理の淡山所有ため池の用地を売却した場合の取り決め (地元6 淡山4の割合で収益を配分) を東播用水土地改良区は継承する。															
	3 淡山土地改良区の課題処理 合併後の東播用水土地改良区の運営を円滑に行うため、現時点で淡山土地改良区が有する問題点について淡山土地改良区自ら事前に処理を行う。 (1) 受益農地及び組合員の整理 (2) ため池単位の淡山組合員台帳の整理と引継 (3) 問題ある施設及び用地の解消															
	<table border="1"> <tr> <td>用途廃止予定施設</td> <td>29箇所</td> <td>規模等未調査</td> </tr> <tr> <td>未買収・未登記等の用地</td> <td>103箇所</td> <td>緑が丘除く。筆数等未調査</td> </tr> <tr> <td>(内東播用水利用)</td> <td>(78箇所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内遊休土地等)</td> <td>(25箇所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>132箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H23. 12. 20. 現在の調査)</p>		用途廃止予定施設	29箇所	規模等未調査	未買収・未登記等の用地	103箇所	緑が丘除く。筆数等未調査	(内東播用水利用)	(78箇所)		(内遊休土地等)	(25箇所)		合計	132箇所
用途廃止予定施設	29箇所	規模等未調査														
未買収・未登記等の用地	103箇所	緑が丘除く。筆数等未調査														
(内東播用水利用)	(78箇所)															
(内遊休土地等)	(25箇所)															
合計	132箇所															
	4 淡山土地改良区事務局職員の異動 淡山土地改良区事務局の職員は、合併時より東播用水土地改良区事務局職員とする。															
合併手続	手続の合理性や難易度から、東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収する「吸収合併」とする。															

2 東播用水二期事業に係る農家負担のあり方

基本方針	<p>東播用水二期事業の農家負担については、淡山土地改良区所有施設に係る整備費も含めて東播用水二期地区全体で均等に負担（原則として反当たり均等負担）とする。</p> <p>①合併の検討において、基本的には「合併と全体均等負担」とが表裏一体として論議された。</p> <p>②東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収合併することにより、淡山土地改良区施設の所有権が東播用水土地改良区に移行し、施設所有者と使用者の間の負担問題は自然解消となる。</p> <p>③現在の東播用水土地改良区における事業負担方法は反当たり均等負担であり、合併後もこれを変更する理由は見当たらない。</p> <p>④淡山土地改良区の特別負担を定める場合には、今後の全事業において地区別精算方式をとることとなり、地域事情により整備が遅延するなど東播用水土地改良区の運営に大きな障害が生じると想定される。</p>
主な条件	<p>1 合併と表裏一体である「全体均等負担」を円滑に実施するため、合併に伴う東播用水土地改良区事務経費増の補填について淡山土地改良区は可能な限り協力する。</p> <p>2 合併を破棄した場合には、農家負担方法はもとより管理委託協定などを含めて両土地改良区のあり方を基本的に見直すこととする。</p>

第1章 協議経過

東播用水南部水利施設調整協議会[※]（以下「本協議会」と言う。）では、平成7年の設立以来、東播用水土地改良区（以下「東播用水」と言う。）と兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「淡山」と言う。）の共通課題等について協議調整している。

平成22年度には、本協議会において両土地改良区で連携して二期事業に取り組む案を決定し、両土地改良区は平成25年度事業採択に向けた国への要望活動を行なっているところである。

平成23年度には、表1（平成23年度東播用水南部水利施設調整協議会開催経過）のとおり、東播用水二期事業（以下「二期事業」と言う。）の農家負担方法（以下「農家負担方法」と言う。）と二期事業を契機にした両土地改良区の合併（以下「合併」と言う。）について協議した。

農家負担方法については、突出して高い割合となっている淡山関連施設事業費の適切な負担方法を定めることが円滑な二期事業推進に必要なことから議題とした。合併については、農家負担方法と連動することに加えて従前からの両土地改良区の目標であり二期事業を契機にした検討が適切であると判断し議題とした。

これらの協議を進めるにあたっては、東播用水と淡山それぞれの立場から意見が対立し難航すると思われたため、北播磨県民局加古川流域土地改良事務所に進行役を依頼した。

協議は、委員の議論を同事務所が整理して資料作成し、その資料により更に議論を高めしていく方式であり、手探りで協議調整の方向を定めつつ議論を進める状態であった。

このような中、まず合併案を決定することができた。

両土地改良区間での合併に関する取り組みや現状における二重組織の弊害等が明確になり、結果、合併が本来あるべき姿として合併案に委員全員が賛成し、東播用水が淡山を吸収する合併手法や平成27年度合併のスケジュールの案を定めた。

次に農家負担方法であるが、淡山施設関連事業費は施設所有者である淡山が負担するべきとの意見も最後まであったが、円滑な合併の実現と新土地改良区の運営を考慮して「全体負担とする案をまとめることができた。

東播用水南部水利施設調整協議会[※]：淡山所有施設の管理協定に基づき、東播用水と淡山の課題を協議調整する目的で表2（東播用水南部水利施設調整協議会構成員）に掲げる構成員により平成8年4月1日に設置

表1 平成23年度東播用水南部水利施設調整協議会開催経過

区分	開催年月日	協議内容
第1回	平成23年5月10日	合併に関する協議を決定
第2回	平成23年7月12日	合併に関する意見交換 農家負担方法にかんする協議を決定
第3回	平成23年8月23日	農家負担方法案作成方針の検討 国・東播用水・淡山各種協定書等の確認
第4回	平成23年9月13日	負担方法案の検討
第5回	平成23年10月31日	合併条件及び合併スケジュールの検討
第6回	平成23年12月2日	合併及び負担方法案の総合的検討
第7回	平成23年12月20日	報告書案及び今後の合併協議方針の検討

表2 東播用水南部水利施設調整協議会構成員

区分	機関名	役職	氏名	備考
委員	兵庫県淡河川・山田川土地改良区	理事長	大村 哲郎	会長
		副理事長	厚見 侑三	
		理事	小山 善昭	
		〃	寺嶋 忠昭	
		〃	井上 安男	
	東播用水土地改良区	理事長	大村 伊三夫	副会長
		理事	宮脇 博	
		〃	西馬 紀雄	
		〃	梅田 幸広	
		〃	坂田 洋一	
顧問	兵庫県北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	水利整備 参事	樽本 種昭	

第2章 協議方針等

当初は農家負担方法と合併とを分離して協議していたが、農家負担方法の協議において合併を関連させた意見があったことからこれらを一体的に協議した。

1 農家負担方法について

二期事業における淡山所有施設の事業費負担について、当該の事業費割合が大きくまた施設所有者の事業費負担責任を問う意見があることから、二期事業の円滑な推進には受益農家全体が合意できる負担方法が必要と判断し、本協議会において農家負担方法案を策定のうえ各土地改良区理事会に報告することとした。

なお、本協議は両土地改良区の利害が相反することから意見が対立し難航する恐れがあったため、加古川流域土地改良事務所に協議の運営を依頼し円滑な推進を図った。

また、各委員は策定した案を東播用水及び淡山の理事会に報告し、両理事会がその責任において各組合員に周知し合意形成を図るよう働きかけることとした。

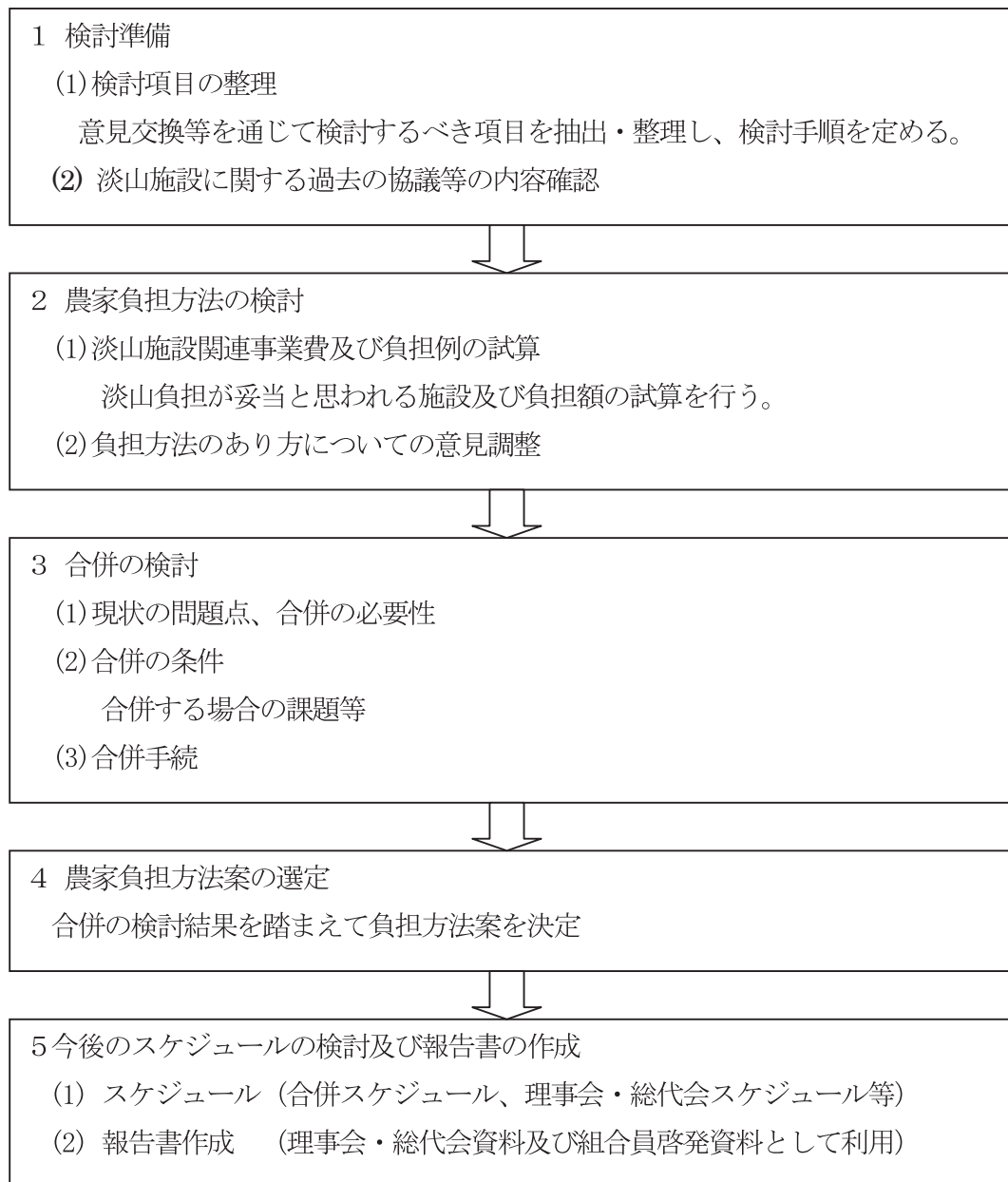
2 合併について

東播用水と淡山はこれまでも組織の統合を目標にしており、平成7年には水管理組織を統合している。しかし、現状では2組織が重複することから発している問題点も多いため、本協議会では平成23年度当初から二期事業を契機とした両土地改良区の合併について協議を開始していた。

その後、農家負担方法の協議を開始したが、合併条件と負担方法を連動させる意見(第2章 検討項目の整理)があった。

このため、農家負担方法と合併を一体的に協議することとし、過去の経過、現状の問題点などを検討して東播用水及び淡山の将来のあり方の案を定め、農家負担方法案と合わせて理事会に報告し、合併案の場合にはその推進に努めることとした。

3 協議手順



4 協議期限 平成23年12月

(理事の任期及び二期事業同意取得時期等を考慮し本期限とした。)

第3章 検討項目の整理

協議においては、両土地改良区の合併、負担金の平等性の確保、両土地改良区間における様々な過去の経緯、負担金問題が生じる土地改良区重複組織の問題について意見があり、これら意見から表3(キーワードと検討方向)のとおりキーワードを抽出し検討することにより協議を進めることとした。

表3 キーワードと検討方向

キーワード	検討方向	協議手順
淡山協定等	①東播用水事業の経緯と淡山が参加するにあたっての国との交渉経緯を確認する。 ②両土地改良区の組織合併に関する経緯を確認する。	1 (2)
淡山施設管理協定	協定記載の「東播用水が維持管理経費(改築等含む。)を負担」について確認する。	1 (2)
施設使用者の責任範囲	使用貸借等における有益費の施設所有者負担について関係法令等を確認する。	2 (2)
淡山関連施設事業費	国提示の淡山関連施設事業費(74億円・工事費ベース)に対して事業計画を配慮した淡山負担事業費(負担額)を検討する。	2 (1)
合併条件	実現可能な合併条件を検討し、更に条件に沿った負担方法を検討する。	3 (2) 4
平等性	多角的な視点から負担方法検討案の妥当性を確認する。	2 (2)
整合性	ほ場整備造成施設の管理方法等と負担方法検討案との整合性について確認する。	2 (2)

参考資料：第1回検討会における意見とそれに基づく検討課題

第2回検討会における意見とそれに基づく検討方向

第4章 協定等の確認

淡山及び東播用水の間の負担方法や組織について検討するためには、東播用水事業開始時からの経緯を正確に理解する必要がある。

このため、東播用水事業が本格開始される昭和57年に淡山が所有する施設や既得水利権等に関して国（近畿農政局）と締結した協定書、その後に施設管理等について東播用水と締結した協定書等について検討した。

1 主な協定書等とその記載内容

昭和57年1月18日付け協定書、覚書等	近畿農政局長、淡山理事長 等
(東播用水事業の実施に当たり、淡山の水利権等に係る措置を協定)	
①国は東播用水事業による淡山の水利権の包括や施設使用に係る補償を実施し、淡山は事業に協力する。	
②東播用水と淡山は、土地改良区連合案を含めて組織について検討する。	
平成2年12月20日付け確認書	事業所長、県農林水産部長 東播用水理事長、淡山理事長
(昭和57年1月18日付け協定書等において懸案であった組織や管理区分等について協議し確認)	
①国営事業完了時から5年以内を目標に合併に努力する。	
②国、東播用水、淡山の管理区分を別紙のとおりとする。	
③反当農家負担額は、両区の間においては格差がないことを確認する。	
平成6年3月24日付け確認書	東播用水理事長、淡山理事長
(水管理組織の合併について確認)	
①水管理組織の合併時期は、平成8年4月1日までとする。	
②再編土地改良区の名称は、(新) 東播用水土地改良区とする。	
③淡山の事業は、再編土地改良区の事業を除くものとする。	
平成7年12月6日付け管理委託協定書	淡山理事長、東播用水理事長
(淡山所有施設の管理について協定)	
①淡山は、所有施設の管理（維持、保存及び運用、これらのためにする改築工事等を含む。）を東播用水に委託する。	
②当該施設の使用料は無償とし、維持管理に要する経費は東播用水の負担	
③本協定の管理に関する課題を協議・調整するため、東播用水南部水利施設調整協議会を設置する。	

参考資料：別表1「淡山施設の用地取得及び施設管理等に関わる協定等一覧」

2 本協議会の見解

本協議会は、協定書等締結の経緯や内容について検討した結果、次の見解に至った。

(1) 東播用水事業と淡山施設等への補償

東播用水事業は、淡山区域を包含して新しい水源により安定した用水を各地区のため池や井堰に供給することを目的としたものであり、基幹施設は国営事業により整備され、支線水路は県営事業等により整備されている。また、既存の淡山施設も国県営事業により改修されている。

昭和57年1月18日付け協定等により淡山所有の水利権の包括及び施設使用についての補償は完結しており、本協議の負担方法において相殺などの反映するべき案件は見当たらない。

(2) 組織合併

東播用水事業の実施に伴い、整備された施設を管理し受益地全域にわたり一体的に用水管理を行う組織として東播用水が設立された。一方で淡山は、自ら建設した施設や用地の権利を継続して確保するとともに十分な用水を安心して確保するため、組織の独立を保持してきた。

このような状況であるが、協定等に明記されているとおり両土地改良区は組織統合を将来目標としており、今回、二期事業の実施を契機に合併を検討するべきである。

(3) 管理委託

両土地改良区はそれぞれの立場からせめぎ合いつつも適切な水管理を目的に水管理組織の合併を図っており、管理委託協定等を締結して東播用水が淡山所有施設を含めて全地区の管理を実施している。

しかし、二つの組織が存在する矛盾が解決されたとは言い難い状況であり、農家負担方法が問題提起される一因ともなっていることから、負担問題と合併を一体的に検討するべきである。

(4) 管理委託協定第1条及び第4条（施設の無償使用と維持管理負担）

管理委託協定第1条及び第4条は、使用料無償の代償として使用に必要な維持管理費を使用者が負担するという一般的な使用貸借条件を定めたものではない。

淡山施設の使用等に関する補償が完結していること、また一元的全体管理の観点から管理委託が行われたことから、東播用水が淡山を包含した地区全体のために淡山所有施設（休眠施設以外）を使用し、地区全体としての東播用水が改築等を含む維持管理費を負担することを確認したものとみなすべきものである。

すなわち、本協定により二期事業における淡山施設整備費について淡山組合員が負担を免れるものではなく、有益費の考え方（改築等による施設の価値増加分は所有者負担）を適用して淡山が一方的に全てを負担しなければならないものでもなく、全体で負担することが原則と考えられる。

(管理委託協定第 1 条)

甲は、土地改良施設台帳（添付図面等参考資料を含む。）に記載された施設の管理（維持、保全及び運用をいうものとし、これらのためにする改築工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

(管理委託協定第 4 条)

管理委託協定に係る施設の使用料は無償とし、当該施設の維持管理に要する経費は乙の負担とする。

第5章 両土地改良区の合併

両土地改良区のこれまでの取り組み、重複組織の弊害や合併の必要性、合併の条件などを協議し、合併方針、合併方法、スケジュール等の合併案を次のとおり決定した。

1 合併の方針

第3章のとおり、東播用水事業が淡山疏水事業を包含して実施され、全体の水管理を行う組織として東播用水が設立され、両土地改良区間は合併に取り組み、平成7年の管理受委託協定により水管理部門での組織合併は実現されたと言える。

しかし、組織の重複が解消されていないため、本来不要である改良区間の調整業務に労力及び経費を費やし、さらに淡山においては組織を存続する必要性が著しく低下しているにもかかわらず組織維持の経費を費やすなどの弊害が発生している。

このため、速やかに合併し組織をスリム化するとともに業務を合理化することとする。

【組織の弊害】

- (1)東播用水が淡山施設を受託管理しているが、通常の維持管理に関して改良区間の調整に大きな労力（人、金、時間）を費やしている。
- (2)二期事業の推進などの大改修事業の実施においても、改良区間での頻繁な協議調整等に本来不要と思われる労力を費やしている。
- (3)負担金問題に見られるよう、二重組織の存在が紛争の原因となっている。
- (4)施設所有者と管理責任者が分割されており、人身事故等における施設所有者及び管理者の責任や用地の権利関係が厳しく問われる時代に対応した体制とは言い難い状態である。
- (5)次のとおり淡山における組織独立の必要性は低下しているが、年間2千万円を超える組織運営費が費やされている。
 - ①水利権及び施設使用等に係る補償問題は既に円満解決しており、交渉主体となる組織は不要となっている。
 - ②用地転売の機会が少なくなっており、土地管理組織の存続のメリットが低下している。
 - ③合併した場合においても、ため池に係る権利を継承し転売した場合の収益の配分を受けることが可能である。
 - ④約20年間東播用水が淡山地域を含めて適切に水管理しており、今や東播用水の水管理に不安は無く、水管理の面からも淡山組織存続の必要性はない。

2 合併条件

合併においては、両土地改良区の何れにも平等で過度な負担を与えないことを基本条件とし、次の事項について協議するとともに淡山は自ら抱える課題を解決するものとする。

なお、ここでは東播用水が淡山を吸収して合併すると仮定している。

この場合、既に東播用水が淡山地区を包含して全体地区を管理していることから、施設管理費や維持管理計画の変更等は必要がない。

(1) 東播用水運営経費増の補填

合併後に発生する東播用水の事務経費増を補填するため、淡山の積み立て基金や東播用水に移行する遊休土地の処分益の活用等について農家負担方法とのバランスを考慮して検討する。

①土地管理事務経費

現在淡山が行っている淡山所有の土地管理事務が東播用水に移行しその事務経費が増加するため、補填が必要である。

②臨時事務経費

東播用水の事務室及び事務機器の整備等の経費が一時的に増大するため、補填が必要である。

(2) 淡山所有ため池に関する権利義務の継承

淡山では、地元管理の淡山所有ため池の用地を売却した場合には、地元6淡山4の割合で収益を配分すると取り決めている。

合併後の東播用水はこれを継承し、当該ため池を地元管理として売却益を地元へ配分するよう取り決める。

(3) 淡山の課題処理

合併後の東播用水の運営を円滑に行うため、現時点で淡山が有する問題点について淡山自ら事前処理を行う。

①受益農地及び組合員の整理

吸収合併による権利義務等を適切に継承するため、現行のため池加盟台帳を廃して東播用水土地台帳と整合する受益農地とこれに相応する組合員の台帳を整備する。

②旧組合員台帳の保存

淡山所有ため池の用地転売等に関わる従前の権利関係を明確に記録するため、現行のため池加盟台帳を整理し、東播用水に引き渡す。

③問題ある施設及び用地の解消

淡山が所有する用途廃止予定施設や未権原の状態用地等については、合併まで

に全てを解消する。

【現在確認できた問題施設・用地】

用途廃止予定施設	29箇所	規模等未調査
未買収・未登記等の用地	103箇所	緑が丘除く。筆数等未調査
(内東播用水利用)	(78箇所)	
(内遊休土地等)	(25箇所)	
合 計	132箇所	

(H23. 12. 20. 現在の調査)

参考資料 「淡山財産調書」
「淡山問題施設調書」

(4) 淡山事務局職員の異動

淡山事務局の職員は、合併時より東播用水事務局職員とする。

3 合併手続

土地改良区の合併には、「吸収合併」と「新設合併」がある。また、今回は淡山が東播用水の一部であることから「淡山の解散」による組織の一元化も可能である。

これらについて表4(合併手続きの選定表)のとおり検討した結果、「淡山の解散」は消滅する淡山の計画変更が必要となり手続が極めて面倒であることから、「新設合併」は東播用水が淡山を含んだ組織となっており新たに組織を作る必要がないことからこれらを避け、東播用水が淡山を吸収する「吸収合併」による合併手続を採用する。

吸収合併 東播用水が淡山を吸収し、淡山は消滅する。

東播用水土地改良区理事長が合併に必要な法手続を行う。

新設合併 両土地改良区が消滅し、新土地改良区（実質は東播用水土地改良区）を設立する。

設立委員を選定し、改良区設立の法手続を行う。

淡山解散 淡山が解散する。

財産の精算手続は煩雑である。特に淡山においては通常形態の組織運営ではないため極めて面倒な手続が必要となる。

表4 合併手続の選定表

	解散	吸収合併	新設合併
概要	淡山が解散議決を行い、精算最終後消滅する。	淡山が東播用水に吸収されて消滅する。	両土地改良区が消滅し、新土地改良区(実質は東播用水)を設立する。
手順・手続	別紙 財産処分方法を策定し、財産の精算を行う必要がある。 土地改良財産等は東播用水が引き継ぐ。	別紙 東播用水土地改良区理事長が合併に必要な法手続を行う。 東播用水は淡山の全地区を包含しており施設管理も行ってきているため、定款等の変更は不要である。	別紙 設立委員を選定し、土地改良区設立に必要な法手続を行う。
権利義務の承継	引き継いだ財産に関して東播用水が承継清算人に就任し、精算終了の届出をし(改良区消滅)、地位を失う。	淡山の権利義務を東播用水が包括的承継 東播用水の役員に要請無し 淡山は合併公告により消滅し、役員は地位を失う。	同左 両区の役員は合併認可(解散)公告により地位を失う。 設立委員が新役員に就任し、第1回総会において改めて役員選挙(選任)
役員の地位			合併後、新総代の選挙が必要である。
総代の地位	改良区消滅により地位を失う。	東播用水の役員に要請無し。淡山は合併公告により消滅し、役員は地位を失う。 権利義務が承継されるため、計画変更などは不要であり解散に比して措置が容易である。 ただし、農地を有しない組合員を退かさせるなどの、合併後の東播用水土地改良区運営の障害となるものについては事前措置が必要である。	同左
淡山地区の精査	権利義務が精査されるため、不明瞭な組織のままでの解散は許されない。 淡山の受益農地、組合員、土地改良財産等を精査し、事業計画変更を行ったうえで解散申請する必要がある。		
淡山財産の移行	流動財産を東播用水に移行させる場合、理由付けなどの措置が困難となる。	合併により淡山の全財産が自動的に東播用水に移行できる。 ただし、移行させざるに東播用水と事前協議が必要である。	同左
用途廃止等淡山に必要な措置	用途廃止施設の処理(施設撤去や用地譲渡等)及び東播用水引継施設の整備や土地の権原確保等が必要である。	同左	同左
異処理機関	農地整備課	土地改良事務所	同左
選定	×	○	×
理由	地区の精査や計画変更には多大な労力と時間とが必要であり、当面は本手法による組織統合は不可能に近い。流動財産の移行手続も困難である。	受益地の整理等の淡山が行う事前措置は必要であるが、解散に比して容易である。なお、事前措置については東播用水と十分に調整する必要がある。	新土地改良区は実質的に東播用水であるため、同区が解散する合理的な理由がない。

4 合併スケジュール

合併スケジュールを表5(東播用水・淡山合併スケジュール)のとおり定める。

平成24年10月に二期事業の同意取得が開始されることから、その時点において合併を明確にすることとし、合併予備契約を同年同月とする。

また、合併の実現性を確保するため土地改良区役員改選時期を考慮し、合併までの期間を予備契約から4箇年と定めた。

合併議決(両土地改良区総代会)を平成27年度末とし、知事の合併認可後、平成28年10月には淡山から東播用水への財産引渡しを行うこととする。

表5 東播用水・淡山合併スケジュール

区分	項目	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
		10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
	南部協議会検討																		
	各区内部協議																		
	総代会説明																		
	合併協議会設置																		
	合併予備契約																		
合併 手続	組合員啓発																		
	合併財務等の確認																		
	合併総代会(合併議決)																		
	合併認可申請																		
	合併認可																		
	引継(関係書類・財産等)																		
	総代選挙																		
	第1回総代会																		
	組合員整理																		
	淡山 取組	用途廃止施設の処分																	
不要土地の処分																			
使用土地の 未権原解消等																			
財産調査等の 引継資料整理																			
末端施設整備費配分																			
集落説明会																			
申請 着工	同意書徴集																		
	施行申請書提出																		
	事業所開設・工事																		
	準備																		
	合併協議・淡山財産の整理																		
	土地改良区一本化																		

第6章 農家負担方法

淡山所有施設を全体で負担（以下「全体負担」と言う。）する場合と淡山で負担（以下「淡山負担」と言う。）する場合を軸に、本協議会で方針を定めた両土地改良区の合併を前提として検討し、「両土地改良区の合併を前提に、全体均一負担」を農家負担方法案として決定した。

1 淡山負担の検討

国の資料では淡河水路及び山田幹線水路に係る施設が分類されており、その事業費は8,889百万円であり全体事業費における割合は72%と突出している。

このことが「淡山負担」の考えの一因となっているが、国の分類では淡山に直接関係しない施設も含まれていること、また「淡山負担」とする場合には用水計画などの多様な理由があると考えられることから、5通りの淡山負担額を試算し、これを参考に「淡山負担」について検討した。

(1) 試算

「淡山負担」する場合の理由を次のとおり区分した。

- ①所有者として無条件に負担する場合
- ②事業計画等から淡山固有の施設として負担する場合
- ③淡山所有施設の事業費の割合が著しく高く、農家負担金を調整する場合

これを基に表6（淡山負担方法）の5通りの淡山負担方法を設定し、それぞれの負担額を表7（淡山負担額試算表）のとおり試算した。

なお、施設位置等については参考図1（淡山関係施設整備計画図）を参照

表6 淡山負担方法

淡山負担の方法	理由	淡山が負担する内容
1 関連施設全体	①	淡山施設及び関連施設（国の分類）整備費
2 所有施設	①	淡山施設整備費
3 水利再編計画考慮	②	北部地域の用水安定に寄与する施設以外の淡山施設整備費
4 所有施設の半額負担	③	1の整備費の1/2
5 廃止施設	③	二期事業で廃止する淡山施設

表 7 淡山負担額試算表

単位：百万円

	関連全体	所有施設	水利再編I	所有／2	廃止施設	備 考
淡河幹線（頭首工～山田P）①	408	○		△		
淡河幹線廃止部 ②	312	○	○	△	○	
山田幹線水路（ダム～立坑1）③	457	○	○	△	-	
山田幹線廃止部 ④	193	○	○	△	○	
合流幹線 ⑤	850	○	○	△	-	
新山田幹線 ⑥	3,417	○	○	△		
淡河幹線山田P ⑦	521	○	○	△		
山田注水水路 ⑧	311	○	○	△	-	
淡河幹線余水吐 ⑨	18	○	○	△	-	
呑吐ダム山田幹線注水P ⑩	818	-	-	-	-	
P管理システム ⑪	105			-		
淡山単独負担対象工事費計 ⑫ ①～⑪	7,404	6,483	6,077	3,702	505	
淡山単独負担対象諸費 ⑬	1,495	1,309	1,227	748	102	
淡山単独負担対象事業費 ⑭ ⑫+⑬	8,899	7,792	7,304	4,450	607	
東播用水負担対象事業費 ⑮ (諸費含む。)	3,411	4,518	5,006	7,860	11,703	
全体事業費 ⑭+⑮=⑯			12,310			
淡山単独負担対象事業／全体事業費 ⑰	72%	63%	59%	36%	5%	

※事業費は農家負担対象事業費（上水負担事業費、国負担諸費を除く。）

2 農家負担額

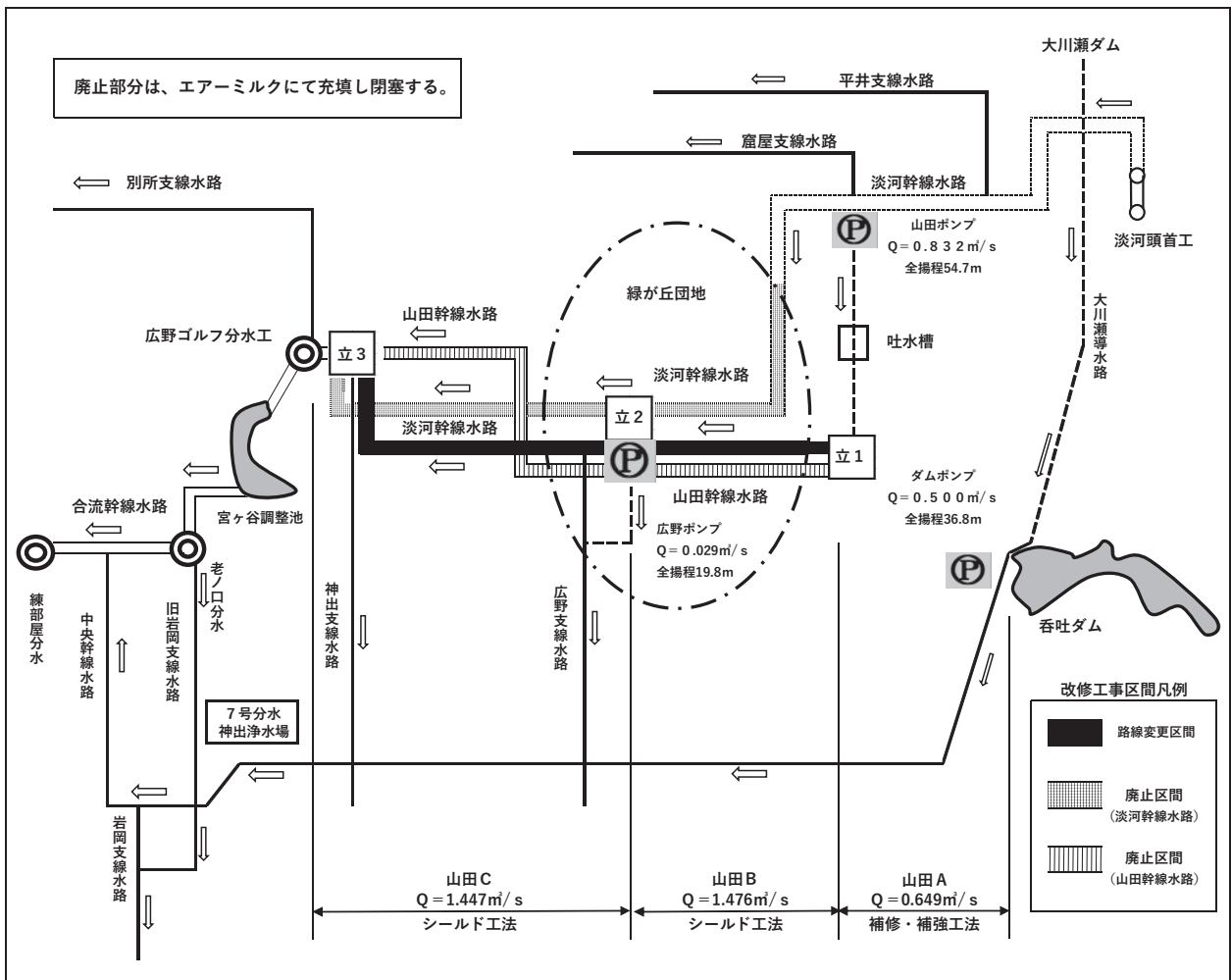
	関連全体	所有施設	水利再編I	所有／2	廃止施設	備 考
淡山単独負担額（百万円）⑭×率	920	806	755	460	63	農家負担率10.94%
東播用水負担額（百万円）⑮×率	353	467	518	813	1,210	
淡山単独反当負担額（円） A	36,808	32,228	30,209	18,403	2,510	2500ha
東播用水反当負担額（円） B	4,766	6,313	6,995	10,983	16,353	7400ha

3 淡山組合員と非組合員の比較（淡山組合員は、淡山単独分に加えて東播用水分を負担する。）

	関連全体	所有施設	水利再編I	所有／2	廃止施設	備 考
淡山組合員反当負担額（円） A+B	41,572	38,541	37,204	29,386	18,863	
非淡山組合員反当負担額（円） B	4,766	6,313	6,995	10,983	16,353	
淡山組合員反当年償還額（円）	4,005	3,713	3,584	2,831	1,817	15年償還
非淡山組合員反当年償還額（円）	459	608	674	1,058	1,575	償還利率 5%/年

参考図 1 淡山関係施設整備計画図

- 淡河・山田幹線水路を一本化し、シールド工法での路線変更により改修する。
窟屋支線分水から下流の淡河幹線水路については廃止し、閉塞を計画する。
- 山田幹線水路については、呑吐ダムポンプの新設により、大川瀬ダム掛から呑吐ダム掛に用水系統を変更する。
- 淡河頭首工による取水は、山田ポンプの新設により淡河幹線水路の余水を山田幹線水路に注水して山田・合流幹線掛に用水供給する。



(2) 検討結果

- ① 試算において、二期事業全体の事業費に係る淡山組合員と非淡山組合員の反当年償還額（15年償還）の差額は表8（年償還額試算結果）のとおりである。

表8 年償還額試算結果

単位：円

淡山負担方法	淡山組合員	非淡山組合員	差額	備考
関連全体	4,005	459	3,546	
所有施設	3,713	608	3,105	
水利再編	3,583	674	2,909	
所有施設1/2	2,831	1,058	1,773	
廃止施設	1,817	1,575	242	
全体負担	1,659	1,659	0	反当たり均等

- ② 施設の所有者であることを理由に所有施設及び関連施設の整備費を淡山負担とする場合でも、その整備費の一部は北部地域の水利安定などに寄与する水利再編計画に伴う整備費が含まれているため、水利再編を考慮した方法が妥当と思われる。
- ③ 淡山所有施設の事業費の割合が高く農家負担を調整することだけを考える場合、所有施設1/2と廃止施設の間で設定することが妥当と思われる。
- ④ なお、農家負担金は事業による営農収益増で賄うことが原則であるが、二期事業計画案における所得償還率から水利再編の場合の淡山負担額においても妥当である。

2 合併を前提とした農家負担方法

二期事業における淡山所有施設の事業費が著しく高いことから「淡山負担」の意見も根強くあるが、合併を考慮した場合、合併の促進と合併後の土地改良区の円滑な運営に寄与する農家負担が妥当であることなどから負担方法を「両土地改良区の合併を前提に、全体均一負担」とし、次のとおり基本方針を定める。

【基本方針】

- (1) 淡山所有施設整備費について、次の理由により東播用水全体で均等負担する。
 - ①合併の検討において、基本的に合併と全体均等負担とが表裏一体であった。
 - ②東播用水が淡山を吸収合併することにより、淡山施設の所有権が東播用水に移行し、施設所有者と使用者の間の負担問題は自然解消となる。
 - ③現在の東播用水における事業負担方法は反当り均等負担であり、合併後もこれを変更する理由は見当たらない。
 - ④今回、淡山地域の特別負担を定めると、今後の全ての事業において地区別精算方式をとることとなり、地域事情により整備が遅延するなど東播用水の運営に大きな障害となる。

- (2) 合併と表裏一体である「全体均等負担」を円滑に実施するため、合併に伴う東播用水事務経費増の補填について淡山は可能な限り協力する。

- (3) 合併を破棄した場合には、農家負担方法はもとより管理委託協定などを含めて両土地改良区のあり方を基本的に見直すこととする。

資料 22

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会 規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協議会は、淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「淡山土地改良区」という。）及び東播用水土地改良区が東播用水二期地区国営土地改良事業の実施を契機として組織合併を実現するため、合併に必要な共通の課題について協議することにより合併の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 合併に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成に必要と思われる事項

第 2 章 組織等

(組織)

第 4 条 協議会は、各土地改良区から推薦された委員 12 人をもって組織する。

2 前項の委員は、淡山土地改良区及び東播用水土地改良区から推薦された土地改良区役員及び理事長が特に必要と認め推薦した者各 6 人をもってこれに充てる。

3 委員の任期は、4 年とする。

(役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
 - (2) 副会長 1 人
- 2 前項の役員は、東播用水南部水利施設調整協議会の役員を充て、会長は互選する。
- 3 会長は、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(顧問・参与)

第 6 条 協議会は、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、協議会に諮り、会長が委嘱する。

第 3 章 会議

(会議)

第 7 条 会議は、必要に応じ開催するものとする。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が必要と認めるとき、又は委員の要求があったときに会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、関係機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の定足数)

第9条 会議は、各土地改良区の構成員の2/3以上が出席しなければ開催することができない。

(議長)

第10条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(議事録)

第11条 会議については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 会議の経過の概要及びその結果

(事務局)

第12条 協議会の事務を行うため、東播用水土地改良区内に事務局を置く。

(経費)

第13条 協議会開催に要する経費は、両土地改良区相互の負担とする。

第4章 補則

(会長への委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

附 則 この規約は、平成24年6月13日から施行する。

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会 構成委員

土地改良区	役職	氏名	備考
淡山土地改良区			
	理事長	大村 哲郎	
	副理事長	小山 善昭	
	顧問	寺嶋 忠昭	
	理事	春名 博	
	理事	近藤 達治	
	理事	藤原 秀勝	
東播用水土地改良区			
(東播用水南部水利施設調整協議会)	理事長	大村伊三夫	
	推薦委員 (理事)	西馬 紀雄	
(国営東播用水二期事業対策委員会)	委員長	梅田 幸広	
	副委員長	西山 利幸	
	推薦委員 (監事)	吉本 鼎	
	推薦委員 (理事)	西澤 秀勝	

淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会 顧問及び参与

所属	役職	氏名	備考
顧問			
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	主 幹 (農地防災・国営事業担当)	川口 義人	27.4 交代
	室 長	森脇 馨	
兵庫県神戸県民局神戸農林振興事務所 神戸土地改良センター	所長	渡邊眞一郎	27.4 交代
		木村 省三	
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	水利整備参事	柏崎 正和	27.4 交代
		中島 達也	
参与			
兵庫県農政環境部農林水産局農村環境室	総合整備係長	三輪 顕	27.4 交代
	農村整備班長	横田 欣仁	
兵庫県神戸県民局神戸農林振興事務所 神戸土地改良センター	農村計画課長	三木 勝幸	
兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所 加古川流域土地改良事務所	土地改良施設専門員	新見 明	

事務局

所属	役職	氏名	備考
東播用水土地改良区	事務局長	福田 信幸	
	主 幹 (業務担当)	戸田 文雄	
	係 員	梶 英司	
淡山土地改良区	参事 (国営担当)	森田 光弘	
	参事 (合併担当)	樽本 種昭	
	主幹	井澤 弘昌	

兵庫県淡河川山田川土地改良区
東播用水土地改良区

統合整備計画書

平成24年8月24日
淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会

目 次

- 1 合併の目的
- 2 合併の効果
- 3 合併の方法、時期、その他当該合併の推進に関する事項
- 4 定款、規約及び諸規定の調整に関する事項
- 5 経費の賦課基準の調整に関する事項
- 6 総代・役員の数に関する事項
- 7 組織及び運営に関する事項
- 8 借入金の償還に関する事項
- 9 財産の調整に関する事項
- 10 土地改良施設の維持管理に関する事項
- 11 その他事項

1 合併の目的

東播用水土地改良事業の実施に伴い、兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以後、「淡山土地改良区」という。）の地区を包含して東播用水土地改良区が昭和47年に設立されたが、当時からの目標であった両土地改良区の合併を行い、土地改良区組織が重畳していることにより生じる弊害を解消し、合理的かつ効率的な改良区の運営を図る。

2 合併の効果

(1) 二重賦課の解消

淡山土地改良区組合員における二重賦課が解消される。

(2) 事務経費の削減

両土地改良区間における水利調整、改修事業協議等を行う「東播用水南部水利施設調整協議会」が不要となるなど、協議調整に要する事務経費が節減される。

(3) 管理の効率化

現在は淡山土地改良区所有の水路等を東播用水土地改良区が受託管理しているが、所有権と管理権を併せて所有することにより、施設と用水の管理がより効率的となる。

①水路の破損事故等に対して、迅速かつ的確な対応となる。

②地域用水など、用水と施設の幅広い活用が容易となる。

③管理責任が一元化され、水難事故等に対する安全対策が向上する。

(4) 土地改良事業の円滑な推進

土地改良事業実施が単一組織として円滑に推進される。

(5) 関係機関との連携強化

県や関係市町との協議調整が単一組織として行われ、連携が強化される。

3 合併の方法、時期、その他当該合併の推進に関する事項

(1) 合併の方法

「吸収合併」

・存続する改良区：東播用水土地改良区（以下「存続土地改良区」という。）

・解散する改良区：淡山土地改良区

(2) 合併の時期

平成28年6月1日を目標とする。

(3) 合併までのスケジュール

別表1「合併スケジュール」のとおり

(4) 土地改良区の名称

「東播用水土地改良区」とする。

(5) 地区

別表2「地区一覧表」のとおり

(6) 事業計画

東播用水土地改良区及び淡山土地改良区のそれぞれの事業計画を包含した次の計画とする。

- ① 土地改良事業計画等に定めるところにより、次に掲げる事業
 - ・ かんがい配水施設等の維持管理、新設、廃止、改修
 - ・ 農業用施設の災害復旧
- ② 事業を害しない範囲での当該施設の多目的使用
- ③ 関係施設の受託管理
- ④ 東播用水二期事業付帯業務の受託

(7) 事務所

兵庫県三木市志染町井上（現東播用水土地改良区事務所）に置く。

4 定款、規約及び諸規定の調整に関する事項

別表 3 「定款等一覧表」記載の定款等の内容を包括した新たな定款等を定める。

5 経費の賦課基準の調整に関する事項

(1) 賦課基準面積

東播用水土地改良区及び淡山土地改良区における土地原簿による面積を基準とする。

(2) 経費分担の基準

- ① 運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により地積割に賦課する。
- ② かんがい排水施設の維持管理事業に要する経費に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により受益の程度を勘案して定めた基準により賦課する。
- ③ 前項以外の事業に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- ④ 国営事業等の負担金に充てるための賦課金は、存続土地改良区の土地原簿に記載された全ての賦課対象面積により地積割に賦課する。

維持管理費	賦課区分	賦課方式	賦課基準				
	均等割	維持管理者の 50%	均等割				
水量割 (配水実績を 勘案)	維持管理者の 50%	井堰掛・畑 濃縮地区	ため池掛 (A) 農地造成 (A)	ため池掛 (B) 農地造成 (B)	ため池掛 (C) 農地造成 (C)	ため池掛 (D) 農地造成 (D)	ため池掛 (E)
		0.2	0.2	0.8	1.0	1.4	1.6

年間配水実績による区分

ため池 (A) 10 m³未満 (B) 10 m³～200 m³未満 (C) 200 m³～600 m³未満
 (D) 600 m³～900 m³未満 (E) 900 m³以上
 農地造成 (A) 10 m³未満 (B) 10 m³～80 m³未満 (C) 80 m³～120 m³未満
 (D) 120 m³以上

(3) 賦課金の徴収方法及び時期

定款に定める基準により賦課し、毎年7月1日から7月31日までに徴収する。

6 総代・役員の定数に関する事項

(1) 総代会

① 総代会

総会に代え総代会を設置

② 選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	神戸市北区	8
第2区	神戸市西区	19
第3区	明石市	3
第4区	加古川市	5
第5区	三木市	27
第6区	加古郡稲美町	18
計		80

(2) 役員の定数及び任期

① 理事及び監事の定数

淡山土地改良区理事長を充てる員外理事を廃し、理事25人及び監事5人とする。

② 役員の被選任区及び被選任区毎の定数

被選任区	被選任区域	理事数	監事数	
第1区	神戸市北区	3	1	
第2区	神戸市西区	4	1	
第3区	明石市	1		
第4区	加古川市	1		
第5区	三木市	三木市	7	1
		吉川町		1
第6区	加古郡稲美町	5	4	
計		21		

③ 役員の選任の方法

役員は、総代会の議決により選任するものとし、推薦会議（総代各選挙区から選ばれた総代をもって構成）において推薦された者につき、理事長が役員

選任の議案を作成し総代会に提出する。

④ 役員の任期

役員の任期は4年とする。

7 組織及び運営に関する事項

(1) 組織機構

東播用水土地改良区の組織機構は次のとおりとする。

① 総代会

② 役員の会議

・ 理事会

・ 監事会

③ 委員会

・ 用水調整委員会

・ 賦課金等調整委員会

・ 国営東播用水二期事業対策委員会

・ 財産管理委員会（新設）

④ 事務局

・ 事務局長

・ 総務担当（庶務係 会計係 財産管理係（新設））

・ 業務担当（調整係 管理係 電気機械係）

(2) 業務運営

円滑な業務運営を図るため次の役職を設置する。

① 役付け理事

・ 必要に応じて役職を設ける。

② 水利委員

・ 水系単位に組合員から選定して委嘱（334人）

8 借入金の償還に関する事項

(1) 淡山土地改良区

借入金なし

(2) 東播用水土地改良区

借入金なし

9 財産の調整に関する事項（別表省略）

(1) 存続土地改良区が承継する財産の概要

- ①普通財産 別表4「承継予定普通財産目録」
- ②土地改良財産 別表5「承継予定土地改良施設（概要）」
別表6「承継予定土地改良施設用地（概要）」
- ③支線ため池 別表7「承継予定支線ため池（概要）」

(2) 用途廃止する財産の概要

- 別表8「用途廃止予定施設（概要）」

10 土地改良施設の維持管理に関する事項

存続土地改良区は、東播用水土地改良区の現行の維持管理計画に基づき維持管理を行う。

11 その他事項

(1) 職員の雇用に関する事項

- ①存続土地改良区は、淡山土地改良区事務局職員を引き継ぐ。
- ②当該職員の職務上の地位は前歴と同程度とし、給与格差が生じる場合は速やかに是正する。

資料 24

淡河川
山田川
疏水東播用水
100年
TT未来遺産運動

Tanzan Sosui Toban yosui
淡山疏水から東播用水へ
地域と共に未来へ!

始めよう! 「TT未来遺産運動」



東 播 用 水 土 地 改 良 区

淡山疏水と東播用水

●淡山疏水(淡河川疏水・山田川疏水)

美囊川上流の淡河川及び山田川から「いなみ野台地」へ農業用水を流すための水路です。明治時代から大正時代にかけて地元農家の人たち(現在の兵庫県淡河川・山田川土地改良区)により造られ、100箇所を超えるため池を通じて2,500ヘクタールの農地を潤してきました。

●東播用水

川代ダム、大川瀬ダム、吞吐ダムなどを主要な施設とし、淡山疏水を含んだ近代的な広域水利システムです。

東播磨地域から北神戸地域一帯にかけての農業の近代化の推進と周辺地域も含めた水道用水の需要増加見込みに対応するため、昭和45年から平成5年にかけて国及び県が実施した東播用水事業により造られました。

農業用水としては、神戸市北区、西区、明石市、加古川市、三木市、稲美町の農地7,400ヘクタールを潤しています。

●土地改良区

土地改良区は、農業用水路などの建設や管理を目的として、受益農家が構成員となり知事の認可を受けて設立されます。

兵庫県淡河川・山田川土地改良区(通称「淡山土地改良区」)は淡山疏水を管理し、東播用水土地改良区は東播用水を管理(ダムなどの基幹施設は国直轄管理)しています。

平成28年6月にこれら二つの土地改良は合併し、名実共に淡山疏水が東播用水に引き継がれる予定です。



東播用水地区位置図



吞吐ダム(三木市志染町)

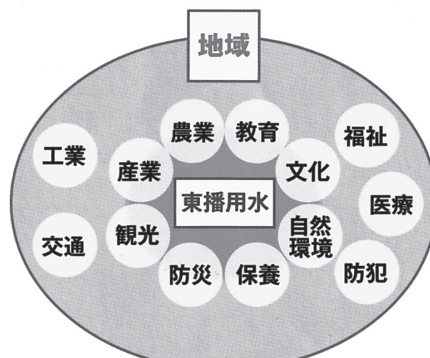


練部屋円筒分水工(神戸市西区神出町)

運動の提唱

受益地域に広がる水路や多くのため池を有する淡山疏水は、永年にわたって「かんがい用水」として地域農業の発展に貢献するとともに、地域の特色ある「水文化」や美しい「水辺景観」を培ってきました。

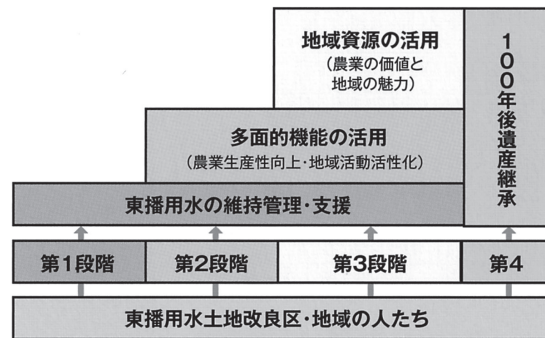
このような歴史を踏まえて、「東播用水土地改良区と地域の団体などが手をつなぎ、淡山疏水を継承する東播用水の多様な機能を発揮させ、地域の多彩な資源とともに生かして魅力ある農業と地域を創り上げ、新たな遺産として100年後の世代に継承するTT未来遺産運動」を提唱します。



「地域と東播用水」関係図

運動の概要

- 第1段階** 東播用水土地改良区と地域の人たち（個人や団体）が連携して用水や施設を管理します。
- 第2段階** 東播用水の機能を活用して農業生産性の向上と地域活動の活性化を推進します。
- 第3段階** 東播用水地域の歴史、文化、自然、景観などの多彩な地域資源を活用し、「農業の価値」と「地域の魅力」を相乗的に向上させます。
- 第4段階** 創り上げた新たな遺産を100年後の世代に継承します。



TT未来遺産運動概要図

活動の事例

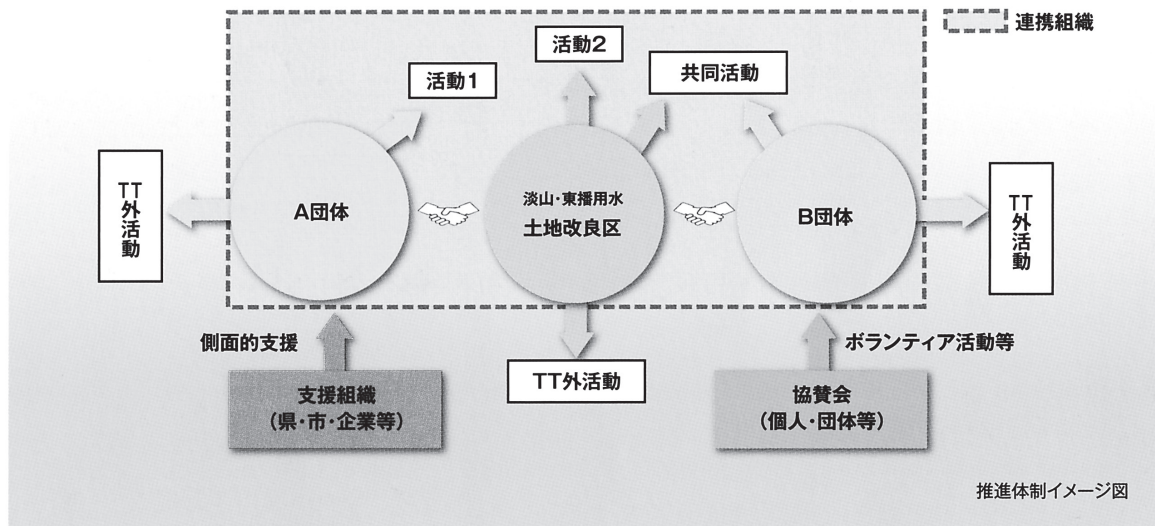
- 事例 1 水路監視・環境美化活動**
東播用水の機能保全や地域防災体制の強化などを目的に、自治会などが地区を通過する東播用水の水路流況監視、水路周辺の除草、水路を利用したピオトープ創出などを行います。
- 事例 2 水源地里地里山保全活動**
東播用水の水源確保や水源地域環境保全などを目的に、水源地域と受益地域の人たちが連携して森林保全活動などを行います。
- 事例 3 淡山疏水・東播用水博物館活動**
淡山疏水の歴史や地域文化などを伝承するため、東播用水土地改良区が中心となって、歴史的な水利構造物や文書の保存展示、農業用水に関する伝統行事の調査などを行います。
- 事例 4 東播用水イメージアップ作戦**
東播用水地域の良好なイメージと農産物の付加価値を高めるため、農家などが中心となって、地域を楽しむツアーの開催と農産物の直販などを行います。
- 事例 5 地域学習支援**
東播用水と地域の将来を担う児童生徒の育成を図るため、東播用水土地改良区が中心となって、校外学習の受け入れやゲストティーチャーの派遣などを行います。



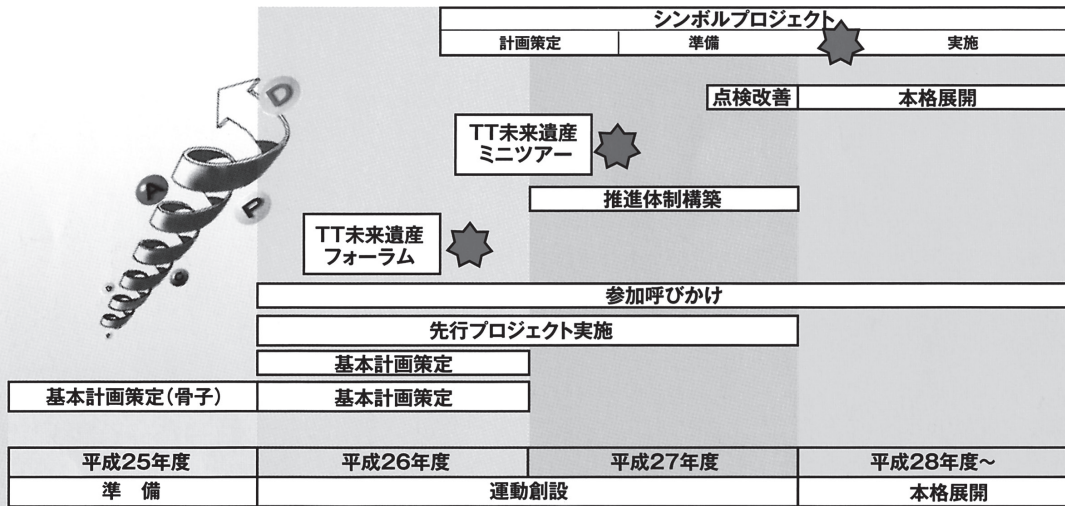
活動事例イメージ写真

推進体制

TT未来遺産運動の推進主体として、東播用水土地改良区が中心となってこの運動に賛同し共に活動する団体などと連携組織を作る計画です。また、個人によるボランティア活動や企業及び行政などによる側面的支援をしていただく組織についても計画しています。



運動創設スケジュール



運動創設スケジュール表

◎問い合わせ先

東播用水土地改良区

〒673-0512 三木市志染町井上683番地
☎0794-87-0545

資料 25

T T 未来遺産運動基本計画（要約版）

この T T 未来遺産運動基本計画（要約版）は、第 6 回淡山疏水・東播用水未来遺産運動計画検討委員会（平成 27 年 2 月 24 日開催）において決定された基本計画を要約したものである。

1. 基本計画の概要

1) T T（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動

淡山疏水と東播用水それぞれの農業用水を管理する兵庫県淡河川山田川土地改良区（以下、「淡山土地改良区」という。）と東播用水土地改良区は合併し、淡山疏水の水、施設と歴史を遺産として東播用水土地改良区に継承することを取り決めた。これを契機に新たな東播用水及び関係する農業並びに地域のあるべき未来の姿を描いた。

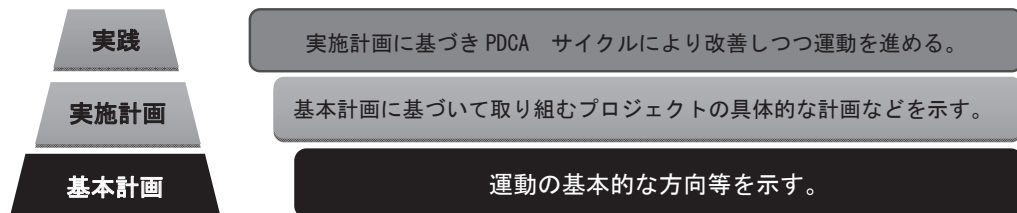
T T 未来遺産運動とは

淡山土地改良区と東播用水土地改良区が描いた未来像を実現させるための活動である。

淡山疏水 125 年の歴史と東播用水の多様な機能を生かして、今後の 100 年間で創り上げる新たな遺産を未来の世代に継承することを目標とする。

2) 基本計画の目的

T T 未来遺産運動の基本方向を示し、これを計画的に推進するため、T T 未来遺産運動基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。なお、運動の展開にあつては、具体的な行動計画を示す「実施計画」を策定する。



3) 基本計画の位置づけ

東播用水土地改良区の取り組み指針及び地域との連携啓発提案書となるものである。

4) 計画期間

2014（平成 26 年）～2113 年までの 100 年間

5) 基本計画の見直し

東播用水土地改良区の理事の任期（4 年）毎に新たな理事により見直しを検討し、必要に応じて変更する。

2. 淡山疏水・東播用水を取り巻く状況と T T 未来遺産運動

1) 地域の特徴

(1) 多様な自然・文化

この地域には、いなみ野台地のようなため池群・入母屋家屋・農村歌舞伎舞台・棚田など多種多様な自然や文化が残されている。

T T 未来遺産運動における取組方向

多様な自然や文化と農産物と組合せ、地域資源として生かし、農業振興と地域の魅力向上に取り組む。

(2) 道路網・交流施設が充実

①道路網：多くの高速道路（中国・山陽・神戸瀬戸鳴門・第 2 神明・東播磨道など）とこれにつながる国県道などの主要地方道路網が充実している。

②交流施設：広域公園・文化施設・運動施設・農業体験実習施設などの交流施設が充実している。

TT未来遺産運動における取組方向

整備された交通網や交流施設を生かし、東播用水地域への入込客の増加に取り組み、農産物の促進や地域の活性化を図る。

(3) 農家、非農家の混住

①農業集落：農業振興地域における農家、非農家の混住が進行

②農業集落の周辺：都市型新興住宅地が多くみられる。

TT未来遺産運動における取組方向

東播用水の機能を共に享受する農家と非農家の連携を促進し、非農家も参加する水路の管理体制整備や地産地消などによる農産物の販売促進につなげる。

(4) 多様な地域活動

①いなみ野ため池ミュージアムが展開されている。

②自治体単位のまちづくり等、地域コミュニティーが進んでいる。

TT未来遺産運動における取組方向

TT未来遺産運動と地域の団体とが関連する活動部分において連携し、相互に活動効果を高めつつ運動を進める。

2) 農業・農家・土地改良区の状況

(1) 多様な農産物とブランド化

①農産物：山田錦・六条麦・キャベツ・イチゴ・ブドウ・なし・鉄砲百合、チューリップ、菊など

②加工品：ワイン・日本酒・ジャム類・みそ類など

③観光：ブドウ、梨、イチゴなどの観光農園など

TT未来遺産運動における取組方向

東播用水地域内の特色ある農産物及び農産加工物と特色ある自然・景観・文化などを結びつけ、農産物と地域の魅力を一体的にPRし、全体の評価を高める。

(2) 農業従事者の高齢化

農業後継者の不足、担い手の減少などによる耕作放棄地の増加、集落機能の低下がみられる。

TT未来遺産運動における取組方向

東播用水ブランドの確立などによる農業振興を図るとともに、ボランティア活動による集落管理を促進する。

(3) 東播用水土地改良区における地域連携

①合併後の東播用水土地改良区は、淡山疏水の歴史的価値の保全や淡山疏水地域の非農家の人たちとの連携

②水源地域住民との連携を継続

TT未来遺産運動における取組方向

運動の環を広げることにより、連携を促進する。

3) 淡山疏水・東播用水の多面的な機能

(1) 多様な機能

受益地域の隅々まで張り巡らされた水路や多くのため池は、かんがい用水と地域用水として多くの機能を持っています。

(2) 評価

淡山疏水及び東播用水は、歴史的価値や地域振興への貢献などの観点から次の通り選定されている。

①淡山疏水：疏水百選（農林水産省 H18）・近代化産業遺産（経済産業省 H20）

日本近代土木遺産（土木学会 H17）・兵庫県近代化遺産（兵庫県・市町教育委員会 H18）

世界かんがい施設遺産（国際かんがい排水委員会 H26）

②東播用水：疏水百選（農林水産省 H18）

TT未来遺産運動における取組方向

東播用水の多面的な機能が円滑に発揮され、その成果を農家と非農家が共に享受するよう、連携して用水及び施設の保全や有効活用を図る。

3. TT未来遺産運動

1) 基本方向と推進方策

新しく描かれた東播用水及び農業・地域の将来像（18）を基に、基本方向（4）を次の通り体系化した。

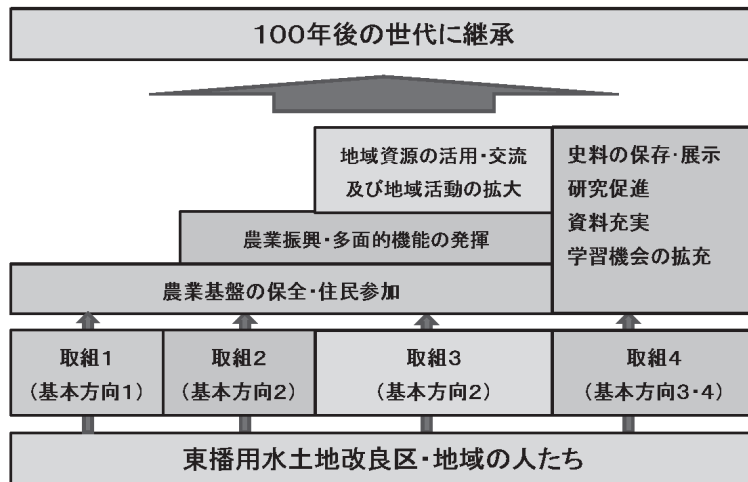
東播用水・農業・地域の将来像（18）

- ①豊かな用水が確保され高度な水管理が行われる。
- ②優良な受益農地が確保されている。
- ③水路の維持管理に住民が参加している。
- ④地域と連携した防災減災体制が構築されている。
- ⑤安全安心で美味しい農作物を作る水質が保全されている。
- ⑥6次産業化が進んでいる。
- ⑦地産地消が進んでいる。
- ⑧多面的機能が発揮され、地域資源として活用されている。
- ⑨水にまつわる伝統行事などが活用されている。
- ⑩文化的景観が活用されている。
- ⑪多くの人々が東播用水地域を訪れる。
- ⑫交流を支える地域活動が活発である。
- ⑬淡山疏水・東播用水の関係文書が保存展示されている。
- ⑭歴史的かんがい施設が現地で保存展示されている。
- ⑮教材・資料が充実している。
- ⑯東播用水や地域などに関する研究が広がり深まっている。
- ⑰小中高の地域学習カリキュラムが作成されている。
- ⑱多様な学習活動がなされている。

基本方向（4）

- 1. 東播用水システムを存続発展させる。
 - ①農業基盤の保全
 - ②維持管理への住民参加
- 2. 農業と地域をステップアップさせる。
 - ③農業の振興
 - ④東播用水の多面的機能の発揮
 - ⑤歴史・自然・文化などの活用
 - ⑥交流及び地域活動の拡大
- 3. 淡山疏水・東播用水の歴史を活用する。
 - ⑦史料の保存・展示
 - ⑧読み物などの制作
- 4. 人を育てる。
 - ⑨淡山疏水・東播用水の研究の促進
 - ⑩学習機会の拡充

2) 運動の展開イメージ



運動展開のコンセプト

1. 百年後の姿を思い浮かべ活動する
2. 運動は目標に向けた一手法、活動を遊ぶ
3. 活動はできるところから
4. 始めたらやめない
5. オンリーワンの歴史を生かす
6. 歴史資源、地域資源の活用は幅広く
7. 地域には潤いを、農家には金を！

4. 推進組織

1) 運動組織

運動を円滑に進めるため、次表「組織案」に示す組織を構築する。

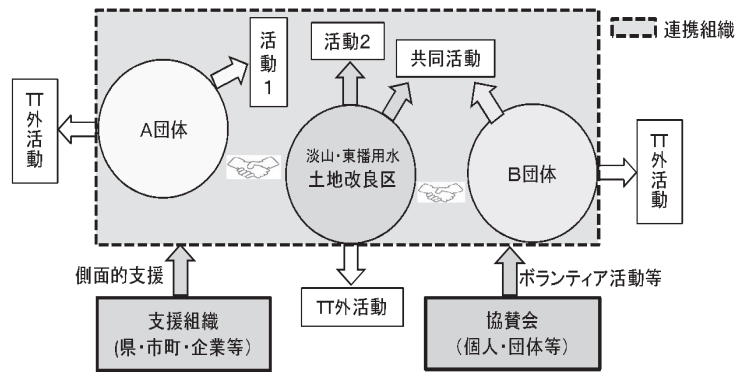
「東播用水」に関する活動により各団体と地域全体を高めていくことを目的とする「連携組織」とこれを支える「支援組織」のほか、個人の参加を考慮して「協賛会」的な組織を構築する。

運動の初期段階では組織が未編成のため、東播用水土地改良区が兵庫県及び関係市町などの協力を得て運動を啓発し参加団体を募る。

組織案

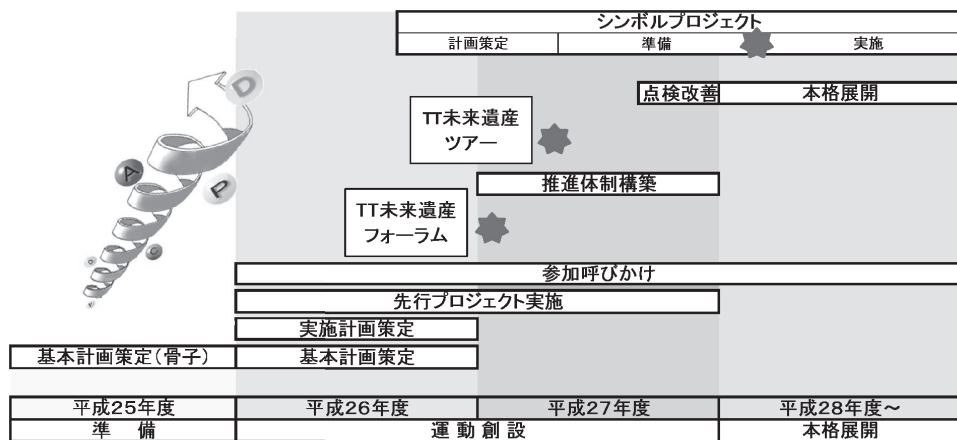
1. 連携組織	2. 協賛会	3. 支援組織
運動主体 ・東播用水土地改良区と運動参加団体との連携組織 ・各参加団体が各自のプロジェクトを実施	・運動にボランティア参加する個人等で構成 ・連携組織事務局に設置	・運動へのアドバイスなどを行う側面支援組織
構成団体例 ・東播用水土地改良区 ・水利組合・営農組合・自治会・消費者グループ・自然保護活動グループ・歴史研究会等		構成団体例 ・兵庫県及び関係市町 ・J A・商工会・観光協会・企業・研究機関等
事務局 ・初期段階：東播用水土地改良区 ・将来：主たる参加団体と分担		事務局 ・加古川流域土地改良事務所

2) 組織のイメージ



5. 運動創設

運動創設は、平成28年3月までを目標とし、概ね運動創設の工程表により進める。



6. 実施に向けた課題

現時点において確認された主な課題について、個々に対応方針を決定し、TT未来遺産運動を進める。

1) 運営に関するもの

- (1) 運動推進費の財源確保
- (2) 運動の定期的な点検（基本方向等に確認、組織の点検など）
- (3) 流域全体に向けた取り組み（東条川疏水ネットワーク博物館との連携など）
- (4) ロゴ、キャッチコピーの制作
- (5) GISシステムの活用
- (6) 山田池の処分・活用
- (7) 北部地域の関心向上

2) 展示施設に関するもの

- (1) 見せる工夫（看板設置等、人が集まる魅力の創出、児童生徒の感動を高める工夫）
- (2) 文化財指定（注目度を高める）

3) 博物館に関するもの

- (1) 企画・運営（博物館の運営・管理体制の整備、児童の興味を引く見せ方の工夫、体験学習等の開催）
- (2) 館内整備（展示内容の再検討、資料の整理、談話室の改善）

4) 淡山疏水史誌の編纂

淡山疏水の歴史について取りまとめを行う。

資料 26

合併契約書（変更）

東播用水土地改良区（以下「甲」という。）及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区（以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲は、乙を合併して存続し、乙は解散する。

- 2 兵庫県知事への合併認可申請は、認可を平成28年4月1日（以下「合併日」という。）に受けることを目処として行う。ただし、合併手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議してこれを変更することができるものとする。

（定款変更の内容）

第2条 合併後の甲の定款の基本事項は、次のとおりとする。

- (1) 名称は、東播用水土地改良区とする。
 - (2) 地区は、甲及び乙の定款に定める地域とする。
 - (3) 事業は、甲及び乙の定款で定める全ての事業とする。
 - (4) 事務所は、三木市志染町井上に置く。
- 2 総代の定数は、80人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	神戸市第1区（北区）	8人
第2区	神戸市第2区（西区）	19人
第3区	明石市	3人
第4区	加古川市	5人
第5区	三木市	27人
第6区	加古郡稲美町	18人
計		80人

- 3 役員の任期、定数等は次のとおりとする。
- (1) 役員は、総代会の議決により選任する。

- (2) 役員の任期は、4 年とする。
- (3) 役員定数は、理事 27 人及び監事 4 人とする。

組合員でない理事は、役員定数のうち理事 6 人とし、兵庫県淡河川・山田川土地改良区理事長に代わる理事は置かない。

- (4) 組合員である役員は、次のとおり各被選任区から選任する。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事数	監事数
第 1 被選任区	神戸市北区	3 人	1 人
第 2 被選任区	神戸市西区	4 人	1 人
第 3 被選任区	明石市	1 人	
第 4 被選任区	加古川市	1 人	
第 5 被選任区	三木市	7 人	2 人
第 6 被選任区	加古郡稲美町	5 人	
合 計		21 人	4 人

- 4 運営事務及び事業に要する経費の賦課は次により行う。

- (1) 経常経費、国営事業負担金（加古川水系広域農業水利施設総合管理事業を含む。）、基幹施設の県営事業分担金及びその他のかんがい施設整備事業費に充てる賦課金は、甲の地区全体の土地を対象として地積割に賦課する。
- (2) 前号以外の事業費に充てる賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
- (3) 維持管理費に充てる賦課金は、配水可能地域の土地につき 50% を地積割、50% を使用水量割に賦課する。

- 5 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(財務の確認等)

第 3 条 甲及び乙は、平成 28 年 1 月 31 日（以下「合併財務等確認日」という。）時点の次に掲げる書類を交換し、相互に確認する。

- (1) 仮事業報告書
- (2) 仮収支決算書

(3) 財産目録

(4) 前3号に掲げる書面の合併財務等確認日から合併日までの事業、収支、財産の変動予定を記載した書面

2 甲及び乙は、合併財務等確認日以後、前項第4号の書面に記載された事項に変更を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙の代表者の承認を得なければならない。

3 甲及び乙は、合併日前日時点の事業報告書、収支決算書及び財産目録並びに第1項第4号の書面の精算内訳書を作成する。

(財産の管理等)

第4条 甲及び乙は、この契約締結後合併日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を運営し、財産を管理しなければならない。

(財産の引き継ぎ)

第5条 乙は、財産目録記載の財産その他一切の権利義務を甲に引き継ぐものとする。

(瑕疵があった場合の責任)

第6条 甲が合併により引き継ぐ各種書類の誤謬若しくは脱落、引き継いだ財産中のかくられた瑕疵、又は第3条第2項の承認を受けないでした行為により、甲が損害を蒙った場合であって、その損害が甲又は乙の役員が悪意又は重大な過失があったことに起因するときは、その甲又は乙の役員は、個人の資格において連帯して甲に対してその損失額の補填をするものとする。

(職員の引き継ぎ)

第7条 乙の職員二人は、平成28年4月1日付で存続土地改良区の職員とする。

(合併総代会)

第8条 甲及び乙は、平成28年3月31日までに総代会を開催し、次の事項を議決するものとする。

(1) 合併の承認

(2) 合併契約書の承認

(3) 定款の一部変更（甲のみ）

(4) 第3条第1項に掲げる書類等

(契約の解除等)

第9条 この契約の締結の日から合併日までの間において、天災その他不測の事由又はか
くれた重大な瑕疵により、甲若しくは乙の財産又は合併の基本的な要件に係る事項に
重大な変動が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、この契約を変更し又は解除するこ
とができる。

2 契約を解除する場合は、甲及び乙は、両者で確認している国営土地改良事業東播用
水二期事業に係る農家負担金の負担方法を見直すものとする。

(雑則)

第10条 合併に関し新たな取り決めに必要とするとき、又はこの契約に疑義が生じたと
きは、甲及び乙の各代表者が協議の上決定する。

(契約の効力)

第11条 この契約は、第8条に規定する総代会の承認を得たとき、その効力を生ずる。

以上の証として本書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印の上、各々その1通を
保有する。

平成28年1月27日

甲 東播用水土地改良区

理 事 長

大村 伊三夫

乙 兵庫県淡河川・山田川土地改良区

理 事 長

大村 哲郎

資料 27

吸収合併認可申請書

東播用水土改区第 315 号
平成 28 年 3 月 28 日

兵庫県知事 井戸敏三様

(土地改良区の所在地及び名称)

所在地 兵庫県三木市志染町井上 6 8 3 番地

名称 東播用水土地改良区

理事長 大村伊三夫

吸 収 合 併 認 可 申 請 書

当土地改良区は、兵庫県淡河川山田川土地改良区を合併したいから認可くださいと、土地改良法第 72 条第 2 項の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 合併によって解散する土地改良区の名称及び所在地を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併後存続する土地改良区の定款
- 4 合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書及び当該計画に係る事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 5 合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 6 合併契約書の謄本
- 7 合併を議決した総代会の議事録の謄本
- 8 事業報告書、収支決算書及び財産目録
- 9 債権者の同意のあったことを証する書面（該当なし）

1 合併によって解散する土地改良区の名称及び所在地

名 称	兵庫県淡河川山田川土地改良区
所在地	兵庫県加古郡稲美町野寺84番地の5

2 合併の理由

兵庫県淡河川山田川土地改良区（以後、「淡山土地改良区」という。）は、明治19年に設けられた「印南新村外二十箇村水利土功会」に端を発し、昭和27年に「土地改良区」として認可を受け今日に至っている。一方、東播用水土地改良区は、国営東播用水農業水利事業の実施に伴い、昭和47年に淡山土地改良区の地区全体を包含して設立された。

以来、両土地改良区は協力して用水管理に取り組んできたが、この度、「組織運営の効率化」「用水管理の効率化」「事業実施体制の強化」を図り、受益地域の農業の振興を中心とした地域における多面的な役割を将来にわたって安定的に果たしていくため、東播用水土地改良区が淡山土地改良区を吸収合併する。

【合併の具体的効果】

1 組織運営の効率化

(1) 二重賦課の解消

淡山土地改良区組合員における二重賦課が解消される。

(2) 事務経費の削減

両土地改良区間における水利調整、改修事業協議等を行う「東播用水南部水利施設調整協議会」が不要となるなど、協議調整に要する労力及び事務経費が節減される。

2 用水管理の効率化

現在は淡山土地改良区所有の水路等を東播用水土地改良区が受託管理しているが、所有権と管理権を併せて所有することにより、施設と用水の管理及び活用がより効率的となる。

- ① 水路の破損事故等に対して、迅速かつ的確な対応となる。
- ② 地域用水など、用水と施設の幅広い活用が容易となる。
- ③ 管理責任が一元化され、水難事故等に対する安全対策が向上する。

3 事業実施体制の強化

(1) 土地改良事業の円滑な推進

国営東播用水農業用水二期事業を始めとして、土地改良事業が単一組織のもとに円滑に推進される。

(2) 行政、関係農業機関との連携強化

窓口が一本化され、事業実施及び農業振興並びに地域振興における関係機関との連携が強化される。

3 合併後存続する土地改良区の定款

(1) 東播用水土地改良区定款

(2) 定款付属書

①東播用水土地改良区役員選任規程

②維持管理費の賦課基準に関する規程

4 合併後存続する土地改良区の土地改良事業計画書 及び当該計画に係る事業費の細目及び資金計画

(1) 兵庫県淡河川山田川土地改良区維持管理計画書（事業費細目等含む）

(2) 東播用水土地改良区維持管理計画書（事業費細目等含む）

(3) 事業費の細目及び資金計画

平成28年度一般会計収支予算書

5 合併後存続する土地改良区の業務の執行及び会計の 経理に関する事項を記載した書面

(1) 東播用水土地改良区規約

(2) 東播用水土地改良区会計細則

6 合併契約書の謄本

- (1) 合併契約書（平成 24 年 11 月 15 日締結）
- (2) 合併変更契約書（平成 28 年 1 月 27 日締結）

7 合併を議決した総代会の議事録の謄本

- (1) 兵庫県淡河川山田川土地改良区総代会議事録
- (2) 東播用水土地改良区総代会議事録

8 事業報告書、収支決算書及び財産目録

- (1) 兵庫県淡河川山田川土地改良区

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 財産目録

- (2) 東播用水土地改良区

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 財産目録

9 債権者の同意のあったことを証する書面

該当なし

資料 28

合併認可書

兵庫県指令北播（加改）第 1764 号

三木市志染町井上 6 8 3 番地
東播用水利改良区

平成 2 8 年 3 月 2 8 日付け、東播用水利改良区第 315 号で申請のあった東播用水利改良区が兵庫県淡河川・山田川土地改良区を吸収合併することについて、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 7 2 条第 2 項の規定により認可します。

平成 2 8 年 4 月 1 日

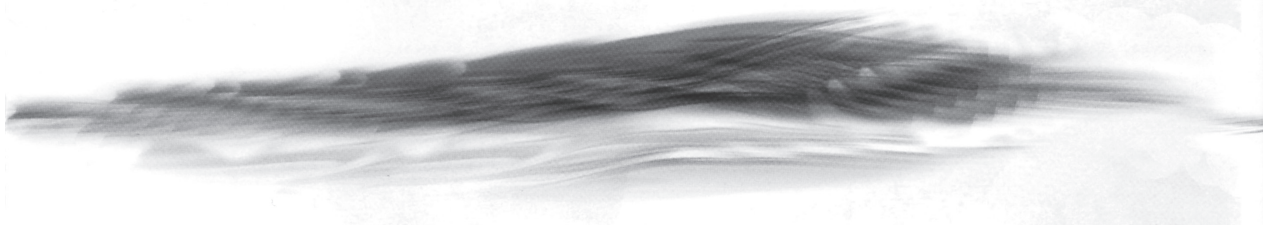
兵庫県知事 井戸 敏三



世界かんがい施設遺産 (ICID 2014・9 登録)



東播用水



日本初の錬鉄管を使ったサイフォン式かんがい施設

御坂サイフォン

安積、琵琶湖、那須の明治三大疏水に匹敵するという識者もある淡河川山田川疏水(淡山疏水) 疏水百選に選定されており、支線を含めた総延長が60kmを超える長大なかんがい施設である。

山田川疏水に先立って建設された淡河川疏水は

かんがい施設としては日本初の工法を採用して明治24年(1891年)に完成した。

その工法とは イギリス直輸入の錬鉄管を用いたサイフォン工(噴水工)

御坂サイフォンと呼ばれるこの施設は横浜に明治18年(1885年)、日本初の近代水道を築いた 英国陸軍工兵少将ヘンリー・スペンサー・パーマーによって設計された。



御坂サイフォン橋(上流側)。明治24年完成。全長約57m、高さ約12m。橋の内部をサイフォン管が通る。水面に映る姿から、「眼鏡橋」とも呼ばれる。淡河川疏水の主要施設で、上流側は創建当時の姿をとどめている。土木学会が技術的、デザイン的にすぐれたもの、ないしは由来やエピソードが豊富な構造物を毎年全国で10件程度、認定・表彰する「選奨土木遺産」に認定されている

東播用水土地改良区

農民悲願の疏水

兵庫県加古郡稲美町を中心とする印南野の台地は、日本有数の少雨地帯であり、水利に乏しい乾燥台地である。農業はため池に頼る稲作と、綿作が主だったが、明治初頭、開国に伴う安価な外国産綿花の流入と明治政府が断行した地租改正による重税で、農民は苦しんだ。その打開策として生まれたのが台地の水田化を図る淡河川山田川疏水事業である。明治政府の殖産興業政策のもと、国策として行われた明治の三大疏水に対し、農民自らが費用や労役の負担もいとわず完成させようとした疏水である。

最初の出願から8年、ようやく疏水の実地調査が始まったのは明治19年(1886年)当初の計画案は、江戸中期からたびたび企図されてきた山田川からの取水だった。ところが調査に訪れた内務技師田邊義三郎により、山田川疏水計画案は排されてしまう。地質が悪く難工事となるためだった。田邊の指摘で計画が変更され、淡河川から水を引くことになる。これが淡河川疏水で、このとき見送られた山田川疏水は、後にさらに水需要が増大したために計画が再燃して明治44年(1911年)から大正8年(1919年)にかけて築造されたものである。

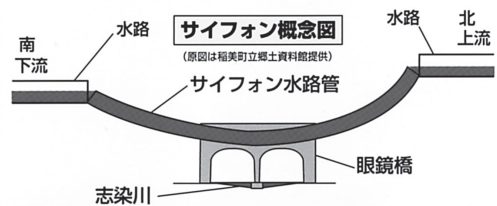


疏水系統図におけるサイフンの位置

当時の最新技術を用いたサイフォン

当時、淡河川疏水の最大の難関は、途中、疏水が志染川の溪谷を渡ることだった。疏水が谷を越えるには、兩岸から川面までの50~60mの落差を下りまた同じほど上らなければならない。これを解決する工法として、英国陸軍工兵少将パーマーが提案し、設計することになったのが、農業用水としては日本初の錬鉄管によるサイフォン工だった。西洋近代土木技術を借りて初めて、疏水が完成へ向けて動き出したのである。

加古川支流淡河川の木津地点から発した淡河川疏水の水は、志染川右岸の丘に設けられた注水井から巨大な曲管に吸い込まれる。そして、志染川に架かるサイフォン橋まで一気に下り、橋を渡ると対岸の丘に駆け上がり、丘の頂で噴出する。曲管両端の水平距離約735.3m、流入部の標高132.34m、流出部の標高129.89m、流入側が流出側より2.45mほど高いため可能な、原理としては単純な仕組みである。しかし、巨大な錬鉄管を用いるというのは当時としてはあまり馴染みのない新技術であったため、地元関係者はその効力に疑念を抱き、サイフォン工を採用する淡河川疏水案になかなか応じなかったそうである。



流出口側から見た現在の御坂サイフォン。対岸の丘から下る鉄管が、手前の丘に這い上がっている。

イギリスから鋼管を輸入して行った工事

明治3年(1870年)、横浜で創刊された英字新聞『ジャパン・ウィークリー・メール』の主筆で社主だったフランシス・プリנקリーは、パーマーの親友であった。同紙の明治24年7月4日号に、御坂サイフォン完成を報じる「兵庫県における灌漑工事」という記事が載った。それによると、サイフォン敷設予定地は険しい場所が多かったので、



淡河川・山田川土地改良区の資料館に展示されている創建当時の鍊鉄管。リベットの接合の様子が分かる。

パーマーは鉄管を銑鉄ではなく、鍊鉄(マイルド・スチール)製とすることを推奨した。理由は、強度や伸張性に優れる点と、なによりも銑鉄製より薄く軽くできることだった。同一条件のパイプなら、鍊鉄製のは銑鉄製のものの4分の1から5分の1の重さになる計算だった。パーマーの建言は受け入れられ、サイフンの設計と敷設は彼に一任された。彼はイギリスに鍊鉄管を発注し、厚さ約3.2~4.8mm、長さ約6mの鉄管の直径を32インチ(約81cm)、34インチ(約86cm)、36インチ(約91cm)の3種類とし、船積みの際に3本を1組として入れ子にして、運賃の節約を図ったという。これらの管は腐食を防ぐため管の内外が特殊配合の塗料で塗られていた。鍊鉄管は上流側から口径の大きい順にリベットで接合され1本につながれた。連結工事や付帯工事には、横浜水道職工長バクバードも参加した。



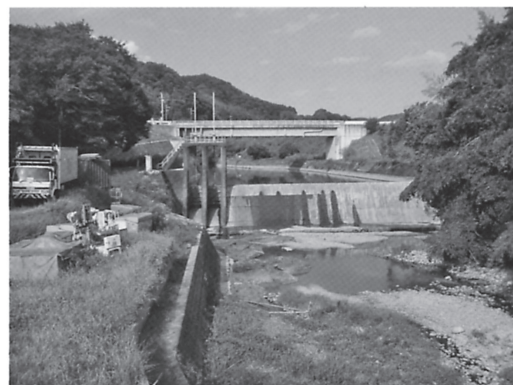
創建当時の注水井手前の丘から下った鉄管が対岸の丘に這い上がっている。

日本に骨を埋めたパーマー

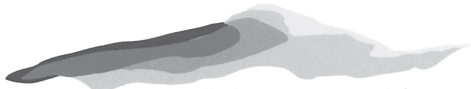
ヘンリー・スペンサー・パーマーは1838年英国植民地インドに生まれ、本国の王立士官学校を2番の成績で卒業し、英国陸軍工兵将校として、陸地測量、天体観測などに従事、香港駐在だった明治12年(1879年)に初来日し、その後、たびたび来日、明治18年(1885年)からはほとんど日本にとどまり、横浜の近代水道建設の総指揮をとったほか、大阪、函館、東京、神戸の近代水道計画書を作成した。日本の近代水道の父と呼ばれるゆえんである。明治政府は横浜水道の完成に際し勲三等旭日章を贈り、後には、内務省土木局名誉顧問土木工師に任じている。



一方、パーマーは『ザ・タイムズ』東京通信員としても活躍、長い鎖国から解放され、近代国家へと生まれ変わろうとする日本を観察し、その有り様を世界へ伝えるジャーナリストの役割も果たした。そして、明治26年(1893年)、母国から遠く離れた日本で、日本女性にみとられて病没、総指揮にあたった横浜港建設のさなかの54歳、遺体は青山墓地に葬られた。



おうこうしゅこう みさか ずいげんしせつ
淡河頭首工 御坂サイフンの水源施設



二つの姿をもつ御坂サイフォン橋

完成以来127年、今も変わらず台地を潤し続ける淡河川疏水だが、たびたび改修を受けてきた。旧御坂サイフォンは、昭和26～28年（1951～1953年）に行われた兵庫県農業水利改良事業により、眼鏡橋と呼ばれるサイフォン橋部分を除き撤去され、新しいサイフォン管が敷設された。新しい管は眼鏡橋の下流側に新しい鉄筋コンクリート橋を造ってその中を通している。そして新旧の橋の上部をつないで幅4m余りの一つの橋とした。上流側の古い橋の内部には、パーマー時代の鉄管がそのまま残っているが、今は使用されていない。古い橋は、付近で切り出された砂岩で出来ており、明治24年（1891年）のサイフォン創建時の姿をとどめるのは上流側のこの橋のみだ。

明治と昭和、上下流で異なる姿を見せる



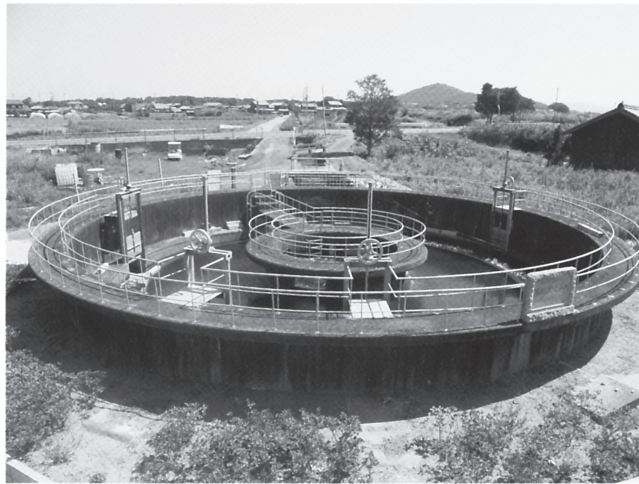
御坂サイフォン橋（下流側）

る御坂サイフォン橋は、日本の近代化に手を貸したイギリス人の、そして明治から昭和にかけて水を求めて

苦闘した人々の事績を後世に伝えるかけがえのない記念碑となっている。

参考文献

- 『淡河川山田川疏水五十年史』（淡河川山田川普通水利組合刊、1941年）
- 『祖父パーマー』（樋口次郎著、有隣堂刊、1998年）
- 『ジャパン・ウィークリー・メール』（ジャパン・メイル社刊、1891年7月4日号）



ねのべやぶんすいこう のだいち ぶんすい えんとうぶんすいこう
練部屋分水工 いなみ野台地に分水する円筒分水工

東播用水土地改良区

兵庫県三木市志染町井上683

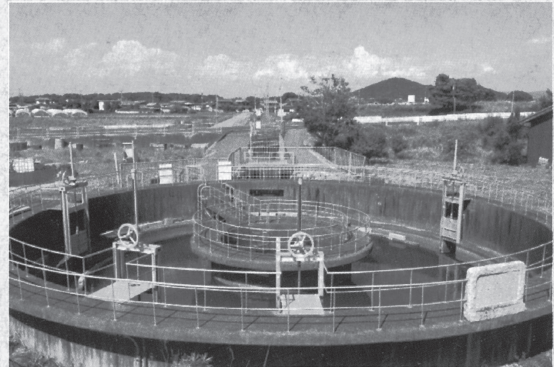
TEL 0794-87-0545 FAX 0794-87-0547

(H30.3)

資料 30

練部屋分水所

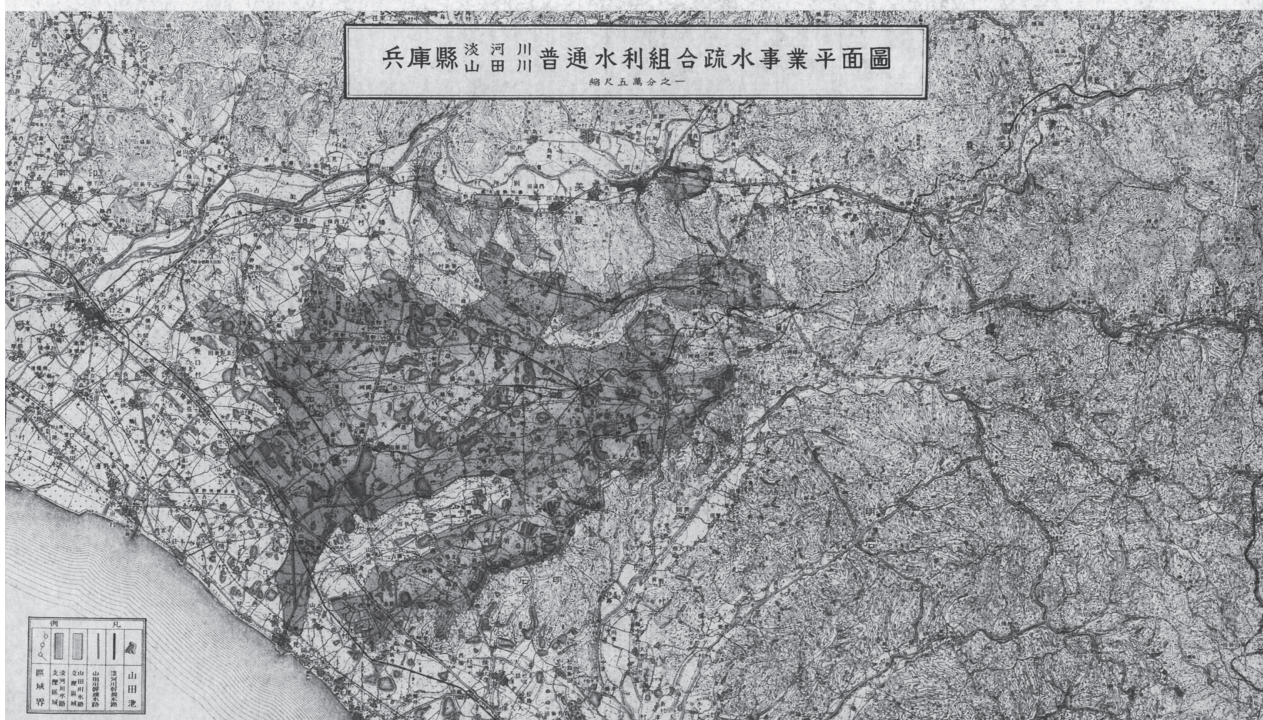
ねりべやぶんすいしよ
 淡河川・山田川疏水



淡河川・山田川疏水は、明治から大正時代にかけて実施された淡河川疏水事業と山田川疏水事業の二つの水利事業によって成立した疏水です。地元では淡山疏水と呼ばれています。淡山疏水の実現には、地元の人々の努力に加え、近代化によりはいつてきた測量術、鉄管やレンガなど外国の技術が大きな役割を果たしました。また、その後の改修工事でも、その当時の最新技術が用いられてきました。

この水利事業では、疏水とともに多くのため池が造られました。疏水と溜池が織りなす水のネットワークは、この地域特有の文化的景観を形成しています。淡山疏水は、農林水産省「疏水百選」に選ばれるなど、歴史・文化的高い評価がなされています。

*淡山疏水は、「疏水百選」のほか、「推奨土木遺産」(土木学会)、「近代化産業遺産」(経済産業省)、「ため池百選」(農林水産省)などにも認定・選定されています。



東播用水土地改良区

(H25.3)

練部屋分水所 (ねりべやぶんすいしよ)

練部屋分水所は、水源の淡河川と山田川から練部屋(神戸市西区神出町紫合)に導かれた水を下流の六つの地域(加古、天満、蛸草、森安、手中、印南)に分ける施設として、1891(明治24)年に造られました。

当初はレンガ造りの四角形でしたが、完成の翌年に発生した大雨の被害を受け、六角形に造り直しました。(別図1参照)

分水所は、水が一旦その下部に溜り中央部から吹き上げ、水の流れと水位を安定させて水を分ける複雑な構造をした施設です。(別図2参照)

淡山疏水の水利費は、「用水反別」という全国的に珍しい水量割の負担方式がとられたため、正確な分水が求められました。

現在のものは直径10mの鉄筋コンクリート造りで、1959(昭和34)年に円等分水工といわれる工法で造られたものです。配水口は統合されて、現在は四つとなっています。(写真1参照)

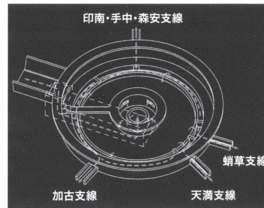
※分水所のことを「分水工(ぶんすいこう)」と呼ばれることもあります。



1891(明治24)年に造られた練部屋分水所

■現在の練部屋分水所

写真1



円筒中心部に水を湧出させ、円筒外周部で越流させて、落下する際に一定の割合に分水する仕組み

■図1 練部屋分水工の変化(模式図)

1891(明治24)年 1893(明治26)年 1959(昭和34)年
 矩形分水工(平面図) 六角形分水工(平面図) 円筒型分水工(平面図)

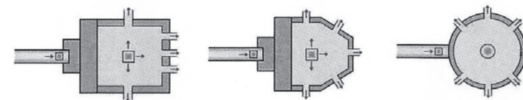
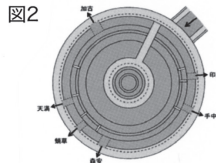
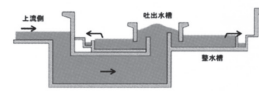


図2



円筒型分水工平面図



円筒型分水工断面図

東播用水への移行

いなみ野台地を潤す“水の路”

淡河川・山田川疏水は、江戸時代に引かれた水路と同様に、取水期間の制限がありました。そのため多くのため池が築造されました。しかしながら“いなみ野”台地では、その後も干ばつによる水不足が頻繁に発生しています。

淡河川・山田川疏水が加古川支流の志染川のみで対応していたものを、東条川、篠山川へとさかのぼり、約36kmの導水路によって3つのダムを連結する壮大な水利ネットワークを築いたのが東播用水農業水利事業です。

本事業の主要施設は、川代ダム、大川瀬ダム、吞吐ダム、川代導水路、大川瀬導水路などです。篠山川から取水する川代ダムは河道貯留型ダムで、東播用水の起点であり、導水路で大川瀬ダム、吞吐ダムへ送水しています。

本事業は、淡河川・山田川疏水の受益地はもちろん、約500のため池に灌漑期を含めて一年を通じて補水がなされています。

4市1町(神戸市・明石市・加古川市・三木市・稲美町)の約7,420haに用水を供給するなど、農業経営の安定を図るため1970年(昭和45)から1993年(平成5)までの22年間を費やし実施されました。さらにその用水は7市5町(神戸市・明石市・加古川市・三木市・稲美町・播磨町など)の上水道としても利用されています。

■東播用水移行後の歴史

1962年	昭和 37	兵庫県による東播用水事業計画構想作成
1963年	昭和 38	国の直轄調査地区に採択
1968年	昭和 43	全体実施設計地区に採択
1970年	昭和 45	国営事業地区として着工、三木市に近畿農政局東播用水農業水利事業所を開設
1972年	昭和 47	「東播用水土地改良区」(初代理事長・大原義治(三木市長))が発足
1989年	平成元	吞吐ダムの竣工
1991年	平成 3	大川瀬ダムの竣工
1992年	平成 4	川代ダムの竣工。東播用水事業の完工
1996年	平成 8	東播用水土地改良区が一元管理

■東播用水の概要



東播用水

その後、“いなみ野”台地の水利は、淡河川・山田川農業水利改良事業1949～62年(昭和24～37)によって整備され、さらに現在、東播用水農業水利事業の受益地域に含まれています。

資料 31 淡山疏水年表

年	月 日	出来事
享保 2 (1717) 年		いなみ野台地において江戸時代に始まった新田開発がほぼ終了する。
明和 8 (1771) 年	10 月	明石郡東村の某(氏名不詳)が、山田川中流部から雌岡山の麓までの疏水計画を発案する。
文政 9 (1826) 年		加古郡国岡新村福田嘉左衛門が、山田川中流部から練部屋までの疏水計画路線を測量し、姫路藩主に工事を出願する。
慶応 3 (1867) 年	11 月 10 日	大政奉還が成立する。
慶応 3 (1867) 年	12 月 7 日	神戸港(兵庫港)が開港される。(太陽暦:1868 年 1 月 1 日)
明治 4 (1871) 年	7 月	廃藩の詔勅が宣せられる。
		兵庫県、豊岡県、飾磨県、名東県が置かれる。
明治 5 (1872) 年		加古郡野寺村里正魚住完治、同郡国岡新村福田厚七、同村花房権太夫及び明石郡神出村西村茂左衛門が、藤本増右衛門を助手として、山田川疏水計画路線を測量する。
明治 6 (1873) 年	7 月 28 日	地租改正法が公布される。
明治 9 (1876) 年	8 月	兵庫県、豊岡県、飾磨県、名東県が合併し現在の姿となる。
	10 月	地租改正による加古郡地域の租税の額が示される。(増加率は著しく、過重負担となった印南新村は地租未納となる。)
明治 11 (1878) 年	9 月 7 日	魚住完治外 5 名(加古郡加古新村、野谷新村、印南新村、国岡新村、蛸草新村、野寺村)が、山田川疏水測量の請願書『新流掘割之義願』を兵庫県に提出する。
明治 12 (1879) 年	1 月 8 日	加古郡役所が設置される。(10 日には初代郡長に北條直正が就任する。)
	2 月 14 日	魚住完治外 4 名の惣代(加古郡野寺村・野谷新村、下草谷村、印南新村、草谷村、蛸草新村)が、疏水測量の請願書『新流掘割測量之義懇願』を兵庫県に再度提出する。
	3 月 7 日	兵庫県が山田川疏水を実測する。(八部郡衝原村～明石郡紫合村練部屋)
	4 月 5 日	北條郡長が関係村責任者に、疏水計画が適切であることを告げる。
	8 月～9 月	大干ばつが発生する。
明治 13 (1880) 年	1 月 1 日	北條郡長の調停により、国営播州葡萄園用地として印南新村畑地約 30 ヘクタールの売買交渉が妥結する。(売却費は滞納中の印南新村の地租の一部に充当された。)
	3 月 19 日	魚住逸治を議長として疏水関係六箇村連合会(加古郡印南新村、蛸草新村、野寺村、野谷新村、草谷村、下草谷村)が開かれ、工事費 1 万 4,600 円の負担及び水路開通の請願書『水路開通ニ付願』を兵庫県に提出が決議される。
	12 月 1 日	関係六箇村が、疏水の直轄工事及び工費費一時繰替の請願書『水利掘割ノ儀ニ付伺』を兵庫県に提出する。
明治 14 (1881) 年	2 月	兵庫県の要請を受け、国が農商務省御用掛南一郎平を派遣し山田川疏水を調査する。
	2 月 20 日	国の土木費廃止に伴い、兵庫県が疏水工事直轄及び工事費一時繰替の請願を却下する。
	4 月	関係六箇村が、疏水開通再請願書『撰津国八部郡山田川ヨリ新水路開通ノ儀ニ付再懇願』を兵庫県に提出する。

年	月 日	出来事
明治 15 (1882) 年	3月	北條直正加古郡長が更迭される。
	5月	疏水連合会議長魚住逸治が、山田川疏水の実地巡視請願書を兵庫県へ提出する。
	12月19日	農商務省大輔品川彌二郎が疏水関係六箇村を視察する。
明治 16 (1883) 年	1月24日	兵庫県が山田川疏水の測量を再開する。
	4月10日	森岡県令が疏水関係六箇村を視察する。
	7月	大蔵卿松方正義、農商務卿西郷従道が続けて疏水関係六箇村を視察する。
明治 17 (1884) 年	3月6日	関係六箇村が水路開削起工願いを兵庫県に提出する。
明治 18 (1885) 年		兵庫県が山田川疏水を起工するための国庫金貸与を国に要請する。
		兵庫県が山田川疏水を起工するための国庫金貸与を国に要請する。
明治 19 (1886) 年	1月	疏水関係六箇村連合会に 15 か村が新規加盟し、印南新村外二十箇村水利組合が設立される。
	1月26日	内海県令が印南新村外 20 か村の戸長らを招集し、国庫 4 万 5,000 円の借入、県庁直轄工事及び水利土功会設立の方針を告げる。
	3月4日	国庫金 4 万 5,000 円貸与が決定される。
	3月6日	印南新村外二十箇村水利土功会が組織され、赤堀威加古郡長が管理者に指定される。(加古郡役所が廃止されるまでの間、歴代の加古郡長が管理者を務めた。)
	3月14日	第 1 回水利土功会会議が開かれる。
	4月	内務技師田邊義三郎が山田川疏水を実地調査する。
	7月	山田川疏水の県庁直轄工事が認可される。
	7月24日	水利土功会が、国庫金 4 万 5,000 円の借用証書を兵庫県に提出する。
明治 20 (1887) 年	4月26日	水利土功会が、山田川疏水工事から淡河川疏水工事への変更を決議する。
	6月7日	水利土功会が淡河川疏水工事費予算(約 6 万 9,255 円)を決議する。
明治 21 (1888) 年	1月27日	淡河川疏水起工式が行われる。(印南新村播州葡萄園)
明治 22 (1889) 年	4月1日	市町村制が施行される。
	10月	関係村が工事負担金拠出困難となり、『淡河川疏水工費ノ内国庫御貸下金特別御下賜之義嘆願書』を提出する。
	2月11日	大日本帝国憲法が公布される。
明治 23 (1890) 年	6月20日	水利組合条例が公布される。
	7月	魚住逸治が 1 日に行われた衆議院議員選挙に当選する。
	8月	凶作に見舞われた関係村が再度国庫貸与金を嘆願し、『淡河川疏水工費拝借之義嘆願』を提出する。前回(明治 22 (1889) 年 10 月)と共に認可されず。
	10月20日	水利土功会が工費追加予算を決議する。
	11月5日	普通水利組合設立に向けて総代選挙が行われる。
	11月13日	印南新村外二十箇村水利土功会を廃し、加古郡母里村外四箇村普通水利組合が設立される。
	11月28日	普通水利組合の議員選挙が行われる。

年	月 日	出 来 事
明治 24 (1891) 年	4月 11日	淡河川幹線水路が完成し、通水試験を行うため水門が開けられる。(5日後に用水が練部屋分水所に到達した。)
	6月 2日	林知事が淡河川疏水の完成状況を視察する。
	6月 5日	兵庫県庁が淡河疏水事業事務を加古郡役所に引き継ぐ。
	9月 20日	淡河川疏水の本格通水が開始される。
明治 25 (1892) 年	3月	国庫貸下金 4万 5,000 円の償還が免除される。
	7月 24日	前日からの豪雨により、淡河川疏水の水路崩壊、トンネル陥落などが発生する。
	8月 25日	組合会が災害原形復旧の工事費予算を決議する。
	10月 19日	兵庫県が、地方税による補助を前提とした施設改良を行う災害復旧計画を提示する。
	10月 21日	施設改良を行う県の設計に基づき、普通水利組合会が前回決議した災害復旧工事費予算を修正決議する。
		周布公平兵庫県知事(貴族院議員)及び魚住逸治衆議院議員の斡旋があり、復旧工費地方税国庫補助が両院で可決される。
明治 26 (1893) 年	3月	普通水利組合の疏水常設委員、工事委員、工事監督委員が選定される。
	7月	普通水利組合が復旧工事に着手する。(主要部は県庁に託された。)
明治 27 (1894) 年	4月 19日	周布公平知事が淡河川疏水全路を巡視する。
	5月 20日	北白川宮殿下が淡河川疏水を巡視される。
	5月	淡河川疏水が全通する。
	7月 25日	日清戦争が始まる。
	10月 30日	普通水利組合が、九鬼家が所有する淡河川疏水用地の、永代貸借契約を締結する。
12月 23日	復旧工事完成式が行われる(母里村野寺 高蘭寺)	
明治 29 (1896) 年	8月・9月	豪雨出水により淡河川疏水が被災する。
明治 30 (1897) 年	9月 29日	豪雨出水により淡河川疏水の埋没、決壊などの災害が発生する。
明治 31 (1898) 年	3月	普通水利組合が神出村(一部)、岩岡村(一部)、別所村小林新田、興治新田に余水の分水を許可する。
明治 33 (1900) 年	3月	普通水利組合が三木町及び久留美村に余水の分水を許可する。
明治 37 (1904) 年	2月	日露戦争が始まる。
明治 39 (1906) 年	6月 6日	三輪管理者が水源拡張計画を常設委員会に諮問する。
	7月 15日	加古郡、美囊郡、明石郡の関係町村に対し、普通水利組合が新規開墾見込み反別調査を依頼する。
	8月 31日	兵庫県が御坂地点における揚水機設置の適否を調査する。
	9月 22日	御坂地点に蒸気揚水機を設置する水源拡張計画を、普通水利組合会が決議する。
	10月 5日	兵庫県が水源拡張計画の現地測量、調査に着手する。
明治 40 (1907) 年	3月 15日	兵庫県が調査の結果、揚水機設置計画と比較した山田川疏水計画の有利性を報告する。
	4月 20日	普通水利組合会が山田川疏水加盟条件を決議する。

年	月 日	出 来 事
明治 41 (1908) 年	3月4日	加古郡母里村外四箇村普通水利組合が兵庫県淡河川山田川普通水利組合に改組される。
	3月24日	改正選挙区による普通水利組合議員の選挙が行われる。
	9月17日	普通水利組合が山田川疏水工事起工許可願いを兵庫県に提出する。
	12月11日	兵庫県が山田川疏水工事を許可する。
明治 42 (1909) 年	1月14日	山田川疏水工事費 28 万 937 円に対して 28 万円の起債を普通水利組合会が決議する。
	3月29日	普通水利組合会が事務所建設費予算を決議する。
	5月27日	(株)日本勧業銀行の貸付条件に沿い、山田川疏水の支線及びため池工事を組合事業とすることを、普通水利組合会が決議する。
明治 43 (1910) 年	2月24日	兵庫県が普通水利組合の起債を許可する。
	3月31日	普通水利組合が(株)日本勧業銀行と工事費借入契約を締結し、用地買収に着手する。
	5月21日	普通水利組合会が、御坂サイフォン改築工事(明治 43 (1910) 年度から明治 44 (1911) 年度実施)を決議する。
	6月30日	普通水利組合会が、山田川疏水支線水路及びため池の調査費 6,062 円の追加予算を決議する。
	12月	山田川幹線水路用地の買収が終了する。
明治 44 (1911) 年	1月20日	普通水利組合が山田川幹線水路工事請負契約を請負人と締結する。
	2月9日	山田川疏水起工式が行われる。(神出村内東村)
	12月22日	組合債 28 万円が低利債に借り換えられる。
明治 45 (1912) 年	4月13日	山田川疏水支線水路及びため池の工事費 85 万 6,485 円の内 80 万 700 円の起債を、普通水利組合会が決議する。
	5月29日	兵庫県が山田川疏水支線水路及びため池の工事を許可する。
大正元 (1912) 年	10月25日	トンネル工事などの進行遅延状況が報告される。
大正 2 (1913) 年	3月25日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費起債の内 40 万円借入を許可する。
	8月18日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費起債の内 38 万円借入を許可する。
	9月4日	山田川疏水支線ため池工事出動団が結成され、団員出役による工事が始まる。
大正 4 (1915) 年	1月	山田川幹線水路が完成する。
	3月10日	山田川幹線水路完成式が行われる。(岩岡小学校)
	3月16日	西部通信局長が広野発電所同揚水所施設使用を認可する。
	7月1日	『山田川疏水事業沿革誌』が発行される。
大正 6 (1917) 年	6月30日	兵庫県が組合債 96 万 4,200 円の借り換えを許可する。(償還期間を延長する。)
大正 7 (1918) 年	7月26日	兵庫県が、山田川疏水支線水路及びため池の工事費 1 万 7,000 円の起債を許可する。
大正 8 (1919) 年	2月	山田川疏水支線水路工事及びため池築造工事が完成する。
	4月1日	普通水利組合が地元水利権者と山田川疏水期限外引水契約を締結する。
大正 10 (1921) 年	11月	淡河川幹線水路の御坂サイフォン改修工事が実施される。
大正 11 (1922) 年	3月6日	大阪通信局長が神出發電所岩岡揚水所設備使用を認可する。

年	月 日	出 来 事
大正 15 (1926) 年	3月 22日	天災により広野 1 号池が陥落し、同池の地下を通過している山田川疏水 19 号トンネルが通水不能となる。
	6月	山田川幹線水路 19 号トンネル災害復旧工事が開始される。 (工費 2 万 2,519 円、内県費補助 1 万 577 円)
	6月 30日	地方制度改正により郡役所が廃止される。
	7月 1日	兵庫県加印事務所長が普通水利組合の管理者に就任する。 (土地改良区設置までの間、歴代の事務所長が管理者に就任した。)
昭和 2 (1927) 年	8月 13日	普通水利組合会が山田池県営事業の申請を決議する。
昭和 3 (1928) 年	3月 14日	普通水利組合会が事務所新築移転 (加古郡母里村) を決議する。
	7月 25日	普通水利組合が兵庫県に山田池の県営施工を申請する。
	8月 23日	兵庫県が山田池築造費寄付を許可する。
	11月 6日	普通水利組合事務所新築落成式が行われる。
昭和 4 (1929) 年	2月 25日	兵庫県が山田池築造費の起債を許可する。
	3月 26日	山田池地鎮祭が行われる。
	7月～9月	大干ばつが発生する。
昭和 5 (1930) 年	3月 31日	兵庫県が、組合債未償還元金 72 万 4,600 円余りの利子充当金 4 万 2,000 円の起債を許可する。
	8月 10日	普通水利組合が組合債償還財源として国庫補助を請願する。
昭和 6 (1931) 年	9月 28日	兵庫県が組合債年賦償還元金相当額 4 万 8,500 円の起債を許可する。
昭和 7 (1932) 年	6月 15日	兵庫県が組合債未償還元金償還期間延長のための借り換えを許可する。
	7月 2日	豪雨により淡河頭首工破損などの災害が発生する。
	7月 12日	普通水利組合会が災害復旧工事費補助の申請を決議する。
昭和 8 (1933) 年	3月 28日	山田池完成式が行われる。(山田池湖畔)
	8月 1日	山田池最初の取水がなされる。
	12月 26日	普通水利組合が、岩岡支線サイフォン改修工事、12 号池増築工事などに着手する。
昭和 9 (1934) 年	1月 26日	僧尾川引水路新設工事に対する地方振興農業土木費補助が認可される。
	3月	岩岡支線 12 号池増築工事が完成する。
	3月 31日	組合債 32 万 9,000 円が低利債に借り換えられる。
	4月 7日	普通水利組合は、淡河川疏水期限外引水に関する水源地域関係者との交渉を開始する。
	9月 21日	風水害により山田村大湯井堰が流出する。(大湯井堰は期限外引水に関係するため、普通水利組合において災害復旧工事を実施した。)
昭和 10 (1935) 年	6月 30日	豪雨により淡河川幹線水路などが被災する。
	8月 22日	普通水利組合が山田池集水引水路の新設工事に着手する。
	10月 21日	僧尾川引水路完成式が行われる。(引水路取入口)
昭和 11 (1936) 年	2月 14日	組合債 6 万 2,500 円が低利債に借り換えられる。
	6月 14日	組合が地元水利権者と淡河川期限外引水契約を締結する。
昭和 12 (1937) 年	3月 1日	組合債 10 万円が低利債に借り換えられる。
	5月 16日	山田池集水引水路の完成式が行われる。(山田池堰堤)
	9月 11日	近畿地方に台風が襲来し、稲作が大きな被害を受ける。
昭和 13 (1938) 年	7月 5日	豪雨により山田川幹線水路及び山田池引水路などが被災する。

年	月 日	出 来 事
昭和 14 (1939) 年	2月 23日	普通水利組合が神田導水路工事に着手する。
	7月～9月	大干ばつが発生する。
昭和 15 (1940) 年	5月 12日	疏水祭 (第 1 回) が淡河頭首工において行われる。
	5月 30日	普通水利組合が淡河村の貯水堤 (ダム) 建設調査を兵庫県に申請する。
	10月 23日	疏水 50 周年記念式が行われる。(母里小学校)
昭和 16 (1941) 年	1月 17日	御坂サイフォン伸縮管修繕費予算が組合会で決議される。
	3月 15日	普通水利組合議員の選挙が行われる。
	4月 20日	『疏水五十年史』が発行される。
	5月 18日	疏水祭 (第 2 回) が山田頭首工において行われる。
	8月 5日	上淡河村東畑の貯水堤築造工費予算 15 万円が組合会で決議される。
	12月	太平洋戦争が始まる。
昭和 17 (1942) 年	12月 22日	戦争による資材不足を理由とし、農林省から東畑貯水堤の築造中止が申し渡される。
	4月 4日	組合債 14 万 1,200 円が低利債に借り換えられる。
昭和 18 (1943) 年	4月 12日	疏水祭 (第 3 回) が淡河頭首工において行なわれる。
	3月 22日	御坂サイフォン管理規程が設けられる。
昭和 19 (1944) 年	5月 5日	疏水祭 (第 4 回) が山田頭首工において行われる。
	4月 12日	疏水祭 (第 5 回) が淡河頭首工において行われる。
昭和 20 (1945) 年	6月 16日	普通水利組合会が、陸軍用地 (相野飛行場) として受益地除外及びため池敷地売却を決議する。 ・別所支線、相野支線受益地 87 町 6 反 2 畝 12 歩 (約 867,480 平方メートル) を除外 (組合債未償還元金清算金 2 万 5,455 円) ・高岡池、石野池、下石野池の敷地 20 町 8 畝 11 歩 (約 198,830 平方メートル) を売却 (売却費 6 万 215 円)
	5月 5日	疏水祭 (第 6 回) が山田頭首工において行われる。
	8月 15日	終戦の詔が發布される。
昭和 21 (1946) 年	10月 9日	前日からの豪雨により疏水が被災する。
	3月 27日	普通水利組合が、償還元金の一部 19 万 5,492 円の繰り上げ償還を決議する。
	6月 19日	前日からの豪雨により、昨年の災害復旧工事箇所が再度被災する。
昭和 22 (1947) 年	10月 21日	自作農創設特別措置法が公布される。
	7月 9日	豪雨により、前々年被災箇所が第 3 次の災害を被る。
	9月 19日	普通水利組合が疏水改修の県営事業実施を兵庫県に陳情する。
昭和 23 (1948) 年	12月	兵庫県が県営事業の調査測量に着手する。
	2月 9日	県営事業調査測量が終了する。
	5月 10日	大改修事業促進組合員大会が開かれ、疏水改修の国営事業実施を要請する決議がなされる。
	5月 13日	水利代表者百数十名が疏水改修箇所及び水源拡張計画予定地を視察する。
	6月 20日	普通水利組合が農林省、大蔵省などへ国営事業採択を陳情する。
	7月 20日	農林省農地局建設部長などが疏水を視察する。
	8月 31日	京都大学高月教授が、淡河川疏水及び山田川疏水の水源を現地調査する。
11月 16日	京都農地事務局建設部が志染村御坂に調査事務所を置く。	

年	月 日	出 来 事
昭和 24 (1949) 年	2月4日	農林省測量調査が完了し、調査事務所が廃止される。
	4月7日	普通水利組合が農林省、大蔵省などに事業促進を陳情する。
	5月20日	疏水改修の大規模県営事業採択が決定される。
	6月6日	土地改良法が公布される。
	9月1日	兵庫県淡河川山田川農業水利改良事務所が美囊郡志染村御坂に開設される。 大規模県営工事の地鎮祭が行われる。(淡河村地内淡河川幹線水路)
	9月21日	豪雨により淡河川疏水路が被災する。
昭和 25 (1950) 年	3月11日	森安支線掛の二見、平岡、神野、野口4か村(118町6反余歩)の脱退承認が組合会で決議される。
	9月27日	神出町北など57町歩の新規加入の承認が組合会で決議される。
昭和 26 (1951) 年	7月1日	組合が地元水利権者(萩原部落)と淡河川疏水期限外引水契約を締結する。
	7月20日	7月1日よりの降雨量が336ミリメートルとなり、疏水路に被害発生する。
	9月17日	組合債の未償還元金12万4,815円98銭が繰上げ償還される。
	10月26日	組合債の未償還元金4,659円35銭が繰上げ償還され、山田川疏水工事の組合債全額償還となる。
	12月7日	普通水利組合が、県営改修事業負担金360万円を農林中央金庫より借り入れる。 (昭和35(1960)年5月までに全9回にわたり総額6,080万円を借り入れる。)
昭和 27 (1952) 年	1月22日	土地改良区設立時の理事、監事の選挙が行われる。理事互選により理事長に井澤誠四郎が選任される。
	3月19日	普通水利組合が九鬼隆輝氏との地所貸借に関する契約を改め、美囊郡志染村広野新開水利代表者と契約する。
	3月31日	兵庫県知事より兵庫県淡河川山田川土地改良区設立が認可される。
	5月8日	第1回総代選挙が行われる。
	5月24日	第1回総代会が開かれる。
	5月31日	第1回理事会が開かれ、理事長に西海為之助が選任される。 (改選の度に再任され、昭和38(1963)年12月まで務めた。)
昭和 28 (1953) 年	9月25日	台風13号により淡河川幹線水路(戸田地区)が被災する。
	10月10日	御坂サイフォン改築工事が完成する。
	10月16日	御坂サイフォン改築工事完成祝賀会が開かれる。
昭和 29 (1954) 年	5月18日	土地改良区定款の変更(役員定数増など)が認可される。
	7月4日	豪雨により小林地内の相野支線水路築堤が決壊する。
昭和 31 (1956) 年	1月27日	総代会が、三木開拓地13町歩の地区編入及び西和田池及び凱旋池関係19町2反8畝歩の地区除外を承認する。
	2月18日	土地改良区定款の変更(総代定数減)が認可される。
	12月19日	広野発電所及び神出發電所が廃止されることとなり、神出發電所閉鎖報告祭が行われる。
昭和 32 (1957) 年	9月11日	淡河川幹線水路(戸田鈴木尾地内)の築堤部が降雨により崩壊する。
昭和 33 (1958) 年	3月6日	山田川幹線水路の全改修工事が完成する。
昭和 34 (1959) 年	11月3日	西海為之助理事長に黄綬褒章が授与される。

年	月 日	出 来 事
昭和 35 (1960) 年	5月30日	土地改良区が、全国土地改良事業団体連合会より団体表彰（銅賞）を受賞する。
	8月26日	土地改良区が、県営改修事業負担金に充てる500万円を農林金融金庫より借り入れる。
	8月30日	台風16号により、山田川幹線水路が衝原地内や広野揚水所付近などにおいて被災する。
昭和 36 (1961) 年	3月31日	県営大改修工事が完成する。
	5月5日	頌徳碑及び大改修記念碑の除幕式（練部屋分水所）、県営大改修工事完成式（母里小学校）が併せて行われる。
昭和 37 (1962) 年	1月31日	加古川東部総合開発事業期成同盟会設立発会式が行われる。
昭和 38 (1963) 年	6月4日	東播用水（加古川東部を改称）総合開発事業期成同盟会総代及び役員会が開かれる。
	6月10日	梅雨前線集中豪雨により、広野揚水所付近の水路などが被災する。
	12月20日	土地改良区と岩岡町が、西海為之助前理事長（84歳）の葬儀を合同して執り行う。
	12月25日	大竹忠次が理事長に選任される。 （改選の度に再任され昭和55（1980）年5月まで務めた。）
昭和 39 (1964) 年	3月27日	総代会が三木開拓地20町歩（198,000平方メートル）の加入を承認する。
昭和 40 (1965) 年	8月20日	森安支線横蔵寺池が売却処分される。（売却費受領日）
	9月16日	10日、14日、16日の降雨によって、幹線水路及び支線水路に決壊、崩壊などが発生する。
	11月23日	『淡河川山田川疏水史（創業77周年）』が発行される。
昭和 41 (1966) 年	1月22日	森安支線平木池が売却処分される。（売却費受領日）
	3月18日	総代会が土地改良区創業記念日（1月27日）制定を決議する。
	11月10日	理事長が常勤となる。
昭和 42 (1967) 年	3月13日	総代会が経常経費賦課金1反当り700円を決議する。
	7月8日	前日からの豪雨により山田幹線水路の一部が被災する。
昭和 43 (1968) 年	2月15日	理事会が事務所新築及び1,693坪の用地購入を決議する。
	4月13日	事務所新築起工式が行われる。
	7月29日	新事務所完成式が行われる。
	10月31日	岩岡支線15号池が売却処分される。（売却費受領日）
昭和 44 (1969) 年	3月31日	森安支線鳥ヶ岡池が売却処分される。（売却費受領日）
昭和 45 (1970) 年	5月28日	土地改良区が全国土地改良事業団体連合会より優秀土地改良区表彰（銀賞）を受ける。
	9月30日	岩岡支線11号下池が売却処分される（売却費受領日）
	10月1日	近畿農政局東播用水農業水利事業所（国営事業所）が開設され、国営東播用水土地改良事業（東播用水事業）が開始される。
昭和 46 (1971) 年	3月12日	別所支線西這田池が売却処分される。（売却費受領日）
	8月12日	岩岡支線9号池が売却処分される。（売却費受領日）

年	月 日	出 来 事
昭和 47 (1972) 年	2月8日	東播用水土地改良区が設立される。
	5月29日	岩岡支線 8 号下池が売却処分される。(売却費受領日)
	6月8日	集中豪雨により支線水路 20 か所が被災する。
	8月3日	岩岡支線 10 号池が売却処分される。(売却費受領日)
	9月17日	台風 20 号の豪雨により淡河幹線が溢水する。
	12月4日	岩岡支線甲 7 号上池が売却処分される。(売却費受領日)
	12月14日	岩岡支線乙 7 号池が売却処分される。(売却費受領日)
昭和 48 (1973) 年	1月11日	岩岡支線 16 号池が売却処分される。(売却費受領日)
	5月29日	全国土地改良事業団体連合会より、大竹理事長が功労賞を受賞する。
	10月12日	岩岡支線ポンプ下池が売却処分される。(売却費受領日)
	12月18日	土地改良区事務所敷地の駐在所敷地 (50 坪) 貸し付けを、理事会が決議する。
昭和 49 (1974) 年	9月9日	台風 18 号の集中豪雨により淡山疏水数箇所が被災する
昭和 50 (1975) 年	1月7日	岩岡支線 11 号上池の岩岡区画整理事業参加を、総代会が承認する。
	1月25日	別所支線武塚池が売却処分される。(売却費受領日)
	5月27日	土地改良区が、全国土地改良事業団体連合会より最優秀土地改良区表彰 (金賞) を受ける。
	12月2日	三木市緑が丘住宅団地の換地取得住宅用地の売却処分を、総代会が承認する。
昭和 52 (1977) 年	1月22日	緑が丘住宅団地 17 区画の換地取得を総代会が承認する。
	5月7日	大竹忠次理事長が兵庫県功労者表彰を受取る。
昭和 53 (1978) 年	6月16日	集中豪雨により淡河川幹線水路数箇所が被災する。
昭和 54 (1979) 年	6月6日	土地改良法制定 30 周年記念式典において、大竹忠次理事長が構造改善局長賞を受取る。
昭和 55 (1980) 年	5月16日	総代会において緊急動議があり、呑吐ダムに水没する山田川幹線水路敷地の買い上げ要求などについての決議文が採択される。 理事会において吉岡義雄が理事長に選任される。 (改選ごとに再任され平成 8 (1996) 5 月まで務める。)
	6月3日	理事長が国営事業所長に対し、淡山疏水の取扱いについて交渉を求め。
	8月31日	雨により、芥子山トンネル入り口が流入土砂で埋没する。
	9月30日	土地改良区が、兵庫県から御坂サイフォンなどの譲与通知を受領する。
	12月19日	国営事業所長からダム水没地買収の提案がある。理事長は、東播用水事業に組み込まれる疏水の使用料などを求める。
昭和 56 (1981) 年	2月17日	理事長と国営事業所長、兵庫県農林水産部技監、東播用水土地改良区理事長の 4 者で淡山疏水の取扱いを協議する。(四者会談)
	4月	東播用水地区県営かんがい排水事業が採択される。
	8月6日	四者会談が開かれる。
	11月26日	理事長と国営事業所長が会談し、淡山疏水の扱いについて合意がなされる。

年	月 日	出 来 事
昭和 57 (1982) 年	1月18日	昭和 55 (1980) 年6月からの交渉結果に基づき、4者が東播用水事業推進に関する協定書を締結する。
	7月	樋口次郎氏（ヘンリー・スペンサー・パーマーの孫）が土地改良区を訪れる。
	8月10日	台風10号が通過し、山田川幹線水路外十数箇所が被災する。
昭和 58 (1983) 年	4月	東播用水地区県営かんがい排水事業の淡山疏水改修工事が開始される。
	7月4日	土地改良区が岩岡支線11号上池区画整理地の売却に関して、イズミヤ(株)と合意書を締結する。
昭和 59 (1984) 年	4月1日	東播用水地区県営かんがい排水事業などを推進する東播磨農業水利建設事務所が設置される。
	9月20日	東播用水事業協定四者会議（土地改良区、国、県、東播用水土地改良区）が開かれる。淡山土地改良区は協定事項の推進を強く要請する。
昭和 60 (1985) 年	1月25日	東播用水事業協定三者会議（土地改良区、県、東播用水土地改良区）が開かれる。
	2月7日	土地改良区が神明バイパス岩岡支線水路橋掛替同意書に捺印する。
	3月13日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
	11月28日	県営東播用水事業神出支線雌岡山東トンネル工事の貫通式が行われる。
昭和 61 (1986) 年	3月27日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
	9月30日	土地改良区が東広野ゴルフクラブと、山田川幹線水路敷の使用契約を締結する。
昭和 62 (1987) 年	5月17日	国営東播用水事業大川瀬ダム工事の定礎式が行われる。
	8月21日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
昭和 63 (1988) 年	2月5日	淡河川山田川疏水百周年記念式典が行われる。
	4月12日	大道新池が売却処分される。（売却費受領日）
	12月20日	東播用水事業協定三者会議が開かれる。
平成元 (1989) 年	2月22日	事務局の週休二日制を理事会が決議する。
	2月27日	東播用水事業協定四者会議が開かれる。
	6月30日	富山和子氏（環境問題評論家）が土地改良区を訪れる。
	7月14日	東播用水期成同盟会総会が開かれる。
	7月31日	土地改良区が水資源功績者表彰（水資源公団）を受賞する。
平成2 (1990) 年	3月3日	『兵庫県淡河川山田川疏水百年史』が発行される。
	12月20日	東播用水事業協定四者が、両土地改良区の組織などの調整に関する覚書を締結する。
平成4 (1992) 年	1月30日	東播用水事業協定四者会議が開かれる。
	2月10日	大川瀬導水路から山田川幹線水路への通水が始まる。
	4月22日	山田頭首工の撤去が理事会で報告される。
	8月31日	理事長が加盟ため池代表者に対し、二重賦課となる東播用水土地改良区の経常経費賦課金の支払不要の旨を通知する。

年	月 日	出 来 事
平成5 (1993) 年	1月23日	吉岡理事長勲五等瑞宝章受章祝賀会が開かれる。
	2月5日	東播用水土地改良事業の完工式が行われる。
	2月15日	東播用水総合開発期成同盟解散式が行われる。(3月31日解散)
	3月22日	疏水改修記念碑の除幕式及び展示室の開所式が行われる。
	3月26日	東播用水関係組織再編検討委員会が設立される。
	3月31日	土地改良区と近畿農政局が、東播用水事業で造成した疏水施設の管理委託協定を締結する。
	4月30日	東播用水土地改良区経常賦課金(10アール当たり400円)を土地改良区が一括払いすることを、理事会が決定する。
	7月6日	土地改良区と東播用水土地改良区との組織統合に向け、第1回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	8月31日	第2回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	12月15日	第3回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
平成6 (1994) 年	1月28日	第4回東播用水関係組織再編等検討委員会が開かれる。
	2月18日	理事会において、理事長が東播用水との用水合併の方向を説明する。
	3月24日	土地改良区と東播用水土地改良区が兵庫県の立会いのもとに、組織再編(平成8(1996)年4月組織再編)に関する確認書を取り交わす。
	5月6日	東播用水関係組織再編等検討委員会が、再編組織の定款案作成などを行う土地改良区組織再編委員会に改組される。
	7月28日	土地改良区が、共通経費に関する第4次県幹旋案(再編された組織が債権債務を引き継ぎ調整する。)を受け入れる。
	8月10日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水(淡山疏水含む。)10%カットが決定する。
	8月19日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水(淡山疏水含む。)30%カットが決定する。
	8月29日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	8月30日	東播用水渇水対策調整会議が開かれ、東播用水(淡山疏水含む。)送水は9月7日までと決定する。
平成7 (1995) 年	1月12日	資料館別館起工式が行われる。
	1月17日	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)が発生する。
	1月30日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	4月3日	資料館別館が完成する。
	10月31日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	12月6日	土地改良区と東播用水土地改良区が、疏水管理委託協定を締結する。
平成8 (1996) 年	1月30日	土地改良区組織再編委員会が開かれる。
	2月6日	土地改良区が、国から管理を受託した南部管理所の使用等について、東播用水土地改良区と協定を締結する。
	4月1日	淡山土地改良区から東播用水土地改良区へ4名の職員が異動し、疏水と東播用水の一体的管理が開始される。
	4月3日	南部管理所開所式が行われる。
	5月15日	藤本久夫が理事長に選任される。
	6月20日	土地改良区に庶務・会計委員会及び財産管理委員会が設置される。
	9月6日	土地改良区組織再編委員会が廃止され南部水利施設調整協議会が発足する。

年	月 日	出 来 事
平成9 (1997) 年	3月31日	東播用水地区県営かんがい排水事業が完了する。
	5月1日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9月4日	神出神社敷地を通過する疏水（トンネル）について、土地改良区と神社が協議する。
平成10 (1998) 年	4月30日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成11 (1999) 年	1月14日	東播磨情報都市公園内の淡河川幹線水路敷地の売却契約が締結される。
	6月30日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成12 (2000) 年	4月25日	東播磨情報公園都市を通過する、淡河川幹線水路トンネル工事の貫通式が行われる。
	5月16日	藤本英市が理事長に選任される。
	7月24日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成13 (2001) 年	5月18日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成14 (2002) 年	1月27日	藤本久夫前理事長の黄綬褒章受章祝賀会が開かれる。
	5月17日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	12月12日	疏水平面図（宮ノ谷以西加古郡印南新村草谷村間平面図 他1点）が稲美町指定文化財に指定される。
平成15 (2003) 年	5月27日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9月30日	東播用水土地改良区の遠隔管理体制が整い、南部管理所業務が停止される。
平成16 (2004) 年	3月31日	南部管理所が閉鎖される。
	7月23日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8月30日	平木橋保存検討委員会（第1回）が開かれる。
	11月26日	平木橋保存検討委員会（第2回）が開かれる。
	12月25日	平木橋フォーラムが行われる。
平成17 (2005) 年	3月14日	平木橋保存検討委員会（第3回）が開かれる。
	5月13日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8月25日	平木橋保存検討委員会（第4回）が開かれる。
	11月2日	稲美町指定文化財に指定された淡山疏水計画平面図の修復が完了する。
平成18 (2006) 年	1月18日	御坂サイフォンが土木学会選奨土木遺産に認定される。
	2月22日	淡山疏水が疏水百選に選定される。
	6月19日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成19 (2007) 年	6月12日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成20 (2008) 年	3月12日	淡山疏水検討会（兵庫県及び関係市町の文化財担当職員）が、土地改良区所蔵資料の調査を始める。
	3月14日	土地改良区、兵庫県、加古川市が平木橋移設協定を締結する。
	5月15日	藤田辰男が理事長に選任される。
	7月10日	淡山疏水検討会が資料の整理を始める。
	9月4日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。近畿農政局から、三木市緑が丘住宅団地などの宅地の地下を淡山疏水が通過していることが報告される。
	10月8日	北條直正顕彰碑除幕式が行われる。

年	月 日	出 来 事
平成 21 (2009) 年	2月23日	疏水施設が近代化産業遺産（経済産業省）に認定される。
	5月2日	平木橋移設完成式
	10月5日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
平成 22 (2010) 年	3月	『淡河川・山田川疏水記録誌』（いなみ野ため池ミュージアム運営協議会ほか編集）が出版される。
	4月16日	土地改良区の東播用水南部水利施設調整協議会構成員に対し、近畿農政局から東播用水二期事業の説明がなされる。
	4月23日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	6月15日	土地改良区及び東播用水土地改良区が、東播用水二期事業推進の要望書を兵庫県に提出する。
	6月24日	理事会に国営事業特別委員会が設置される。
	7月5日	「疏水フォーラム in ひょうご 2010」淡山疏水現地見学会が開かれる。
	8月1日	事務局に国営担当参事が置かれる。
	8月12日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8月18日	理事会に国営事業担当理事が置かれる。
	8月30日	土地改良区が東播用水在り方検討会に初参加する。
	11月18日	疏水敷地などの調査を行う、土地改良施設総合対策支援事業用地情報収集事業の推進会議が設置される。
12月22日	三木市緑が丘住宅団地内の淡山疏水の対処方法を検討するため、東播用水二期地区土地改良施設用地調整検討委員会が設置される。	
平成 23 (2011) 年	1月12日	大村哲郎が理事長に選任される。
	1月18日	緑が丘住宅団地内の疏水について、土地改良区が大和ハウス工業(株)と交渉を開始する。
	2月17日	土地改良区と東播用水土地改良区が連携し、疏水加盟ため池単位に、東播用水二期事業計画の説明会を開始する。
	3月10日	緑が丘住宅団地内の疏水について、土地改良区が弁護士への相談を始める。
	3月29日	東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会が設立される。
	5月10日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	8月23日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9月13日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	9月23日	緑が丘団地内淡山疏水用地について、土地改良区が地権者説明会を開始する。(10月16日まで自治会単位に全6回開催した。)
	12月2日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
12月20日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。	

年	月 日	出 来 事
平成 24 (2012) 年	1月14日	土地改良区が緑が丘団地内淡山疏水用地の地権者との個別交渉を開始する。
	2月16日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	4月1日	土地改良区事務局に合併推進担当参事が置かれる。
	4月3日	加古川流域土地改良事務所において、淡山土地改良区理事長等と東播用水土地改良区理事長らで合併について意見交換会がなされる。
	4月20日	東播用水南部水利施設調整協議会が開かれる。
	6月13日	東播用水南部水利施設調整協議会に代えて第1回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	7月26日	第2回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	8月17日	理事会が、合併後の東播用水土地改良区に対する基金引継ぎを決議する。
	8月24日	第3回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	9月4日	土地改良区が、ため池敷地の譲与に関する地元水利団体との協議を開始する。
	10月2日	第4回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	11月15日	土地改良区と東播用水土地改良区の合併契約（予備契約）調印式が行われる。
	12月26日	第5回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
平成 25 (2013) 年	3月7日	土地改良区と大和ハウス工業(株)が、緑が丘団地内の疏水敷地に関して解決金覚書を締結する。
	3月26日	土地改良区が農林水産大臣表彰を受賞する。
	3月31日	土地改良区が、緑が丘団地内の疏水敷地に関する地権者との交渉を終える。ただし、一部の地権者とは合意に至らず。
	4月25日	第6回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	5月15日	理事長らが淡山疏水資料の保管に関して明治用水会館を視察する。
	5月31日	東播用水二期地区国営土地改良事業促進協議会総会が開かれる。
	6月14日	第1回T T（淡山疏水・東播用水）未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	7月3日	淡山130年の歩みと未来を語る集い（大臣表彰受賞祝賀会）が催される。
	7月30日	理事長らが淡山疏水資料の保管に関して佐久市五郎兵衛記念館を視察する。
	8月1日	国営東播用水二期土地改良事業施行申請書が東播用水土地改良区理事長から兵庫県知事を通じて農林水産大臣に提出される。
	9月11日	第2回T T未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	11月1日	国営東播用水二期農業水利事業所開所式が行われる。
	12月17日	第7回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。

年	月 日	出 来 事
平成 26 (2014) 年	1月17日	第3回TT未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	3月25日	和田2号池売却契約が締結される。
	6月27日	第4回TT未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	7月3日	事務局が、淡山疏水資料の保管に関して、大阪府立狭山池博物館を視察する。
	9月	土地改良区が、用途廃止していたマンポなど(8本)の閉塞工事を開始する。
	10月24日	「クレイドールと旅スケッチの作家」ごとうゆき氏が、『新・田舎人』の「疏水散歩」の取材のため、御坂サイフォンを訪れる。
	12月17日	土地改良区が、ため池敷地の譲与に関して水利団体との個別協議を開始する。
平成 27 (2015) 年	1月23日	TT博物館開館祝賀会が開かれる。 第5回TT未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	2月24日	第6回TT未来遺産運動計画検討委員会が開かれる。
	4月26日	TT未来遺産フォーラムが行われる。
	7月7日	第8回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	8月6日	TT未来遺産運動の一環として、TT夏休み親子学習会(6日、7日)が開かれる。
	10月19日	TTロゴマーク優秀作表彰式が行われる。 第9回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。
	11月7日	TT未来遺産運動の一環として、TTふれあいバスツアーが行われる。
平成 28 (2016) 年	1月6日	淡山疏水資料が保管箱に整理される。
	1月27日	土地改良区と東播用水土地改良区が、合併契約書(変更)を締結する。
	2月18日	第10回淡山・東播用水土地改良区合併推進協議会が開かれる。 両土地改良区理事長が、相互に土地改良区の財務状況を確認する。
	3月25日	総代会において、東播用水土地改良区との合併が決議される。 総会后、祝賀会が開かれる。
		事務所敷地の一部(3,100平方メートル)売却の契約が締結される。
	3月28日	東播用水土地改良区理事長が兵庫県知事に合併申請書を提出する。
	3月30日	山田池売却契約が締結される。
4月1日	兵庫県知事から合併が認可される。土地改良区が東播用水土地改良区に合併し、解散となる。	

資料 32 淡山土地改良区役員・総代・職員名簿

(水利土功会、普通水利組合時期名簿……『淡山疏水百年史』参照)

1 理事長・副理事長

理事長 (歴代 8 名)

歴代	氏名	就任年月日	住 所
1	井澤 誠四郎	昭和 27 (1952) 年 3 月 31 日	稲美町印南
2	西海 為之助	昭和 27 (1952) 年 5 月 31 日	神戸市西区岩岡町岩岡
3	大竹 忠次	昭和 38 (1963) 年 12 月 25 日	稲美町草谷
4	吉岡 義雄	昭和 55 (1980) 年 6 月 1 日	神戸市西区岩岡町岩岡
5	藤本 久夫	平成 8 (1996) 年 6 月 1 日	神戸市西区神出町東
6	藤本 英市	平成 12 (2000) 年 6 月 1 日	稲美町中村
7	藤田 辰男	平成 20 (2008) 年 6 月 1 日	神戸市西区岩岡町岩岡
8	大村 哲郎	平成 23 (2011) 年 1 月 12 日	稲美町野谷



初代理事長 井澤誠四郎



2 代理事長 西海為之助



3 代理事長 大竹忠次



4 代理事長 吉岡義雄



5 代理事長 藤本久夫



6 代理事長 藤本英市



7 代理事長 藤田辰男



8 代理事長 大村哲郎

副理事長

期 別	氏 名	在任期間	住 所
設立時～第2期	不在	昭和27(1952)年4月 ～昭和31(1956)年5月	—
第3期～第6期	大竹忠次	昭和31(1956)年6月 ～昭和38(1963)年12月	稲美町草谷
	藤原長兵衛	昭和31(1956)年6月 ～昭和39(1964)年5月	稲美町加古
第7期～第8期	西馬亀三郎	昭和39(1964)年6月 ～昭和44(1969)年1月	神戸市西区神出町北
	西馬巽	昭和44(1969)年4月 ～昭和47(1972)年5月	神戸市西区神出町田井
	竹内吉三郎	昭和39(1964)年6月 ～昭和45(1970)年9月	神戸市西区岩岡町古郷
第9期	長谷川兼次	昭和47(1972)年6月 ～昭和51(1976)年5月	稲美町印南
	西馬巽	同上	神戸市西区神出町田井
第10期	西馬巽	昭和51(1976)年6月 ～昭和55(1980)年5月	神戸市西区神出町田井
	岡本半次	同上	稲美町北山
第11期～第14期	沼田歳之	昭和55(1980)年6月 ～平成8(1996)年5月	稲美町蛸草
	藤本久夫	同上	神戸市西区神出町東
第15期	藤田辰男	平成8(1996)年6月 ～平成12(2000)年5月	神戸市西区岩岡町岩岡
	小山英和	同上	稲美町北山
第16期～第17期	藤田辰男	平成12(2000)年6月 ～平成20(2008)年5月	神戸市西区岩岡町岩岡
第18期	大村哲郎	平成20(2008)年6月 ～平成23(2011)年1月	稲美町野谷
	厚見侑三	平成23(2011)年1月 ～平成24(2012)年5月	稲美町国岡
第19期	小山善昭	平成24(2012)年6月 ～平成28(2016)年3月	神戸市西区竜が岡

2 理事・監事・顧問

氏名は就任時における被選挙（任）区順位とし、住所は現在（平成 30 年 3 月末）の表記により記載しており、神戸市の場合は西区から記載としています。
平成 8 年 5 月以前の選任区

第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	第 5 区	第 6 区	第 7 区
稲美町母里	稲美町加古	神戸市西区 神出・押部 平野	神戸市西区 岩岡	稲美町天満	三木市 志染・別所	明石市 大久保・魚住

平成 8 年 6 月以後の被選任区

第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
神戸市西区	明石市	三木市	加古郡稲美町

設立時 昭和 27（1952）年 4 月～昭和 27（1952）年 5 月

理事 11 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	永井周治	稲美町野寺	本岡貞作	稲美町加古
坊池智	西区神出町東	桃尾茂作	西区神出町宝勢	竹内吉三郎	西区岩岡町古郷
水沢辰治	西区岩岡町岩岡	玉田定逸	稲美町国安	福田豊次	稲美町中一色
山本福三郎	三木市別所町興治	永井勝三郎	明石市魚住町坂寺		
監事 3 名					
赤松治次	稲美町印南	西馬亀三郎	西区神出町北	武仲右左治	稲美町蛸草

第 1 期 昭和 27（1952）年 6 月～昭和 29（1954）年 5 月

理事 11 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	茨木達夫	稲美町野寺	藤原長兵衛	稲美町加古
坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北	竹内吉三郎	西区岩岡町古郷
西海為之助	西区岩岡町岩岡	繁田鹿太郎	稲美町国岡	清水永治	稲美町中村
松井正二	三木市別所町小林	筒井昌次	明石市魚住町西岡		
監事 3 名					
大竹忠次	稲美町草谷	竹本徳次	西区神出町田井	武仲右左治	稲美町蛸草

第 2 期 昭和 29（1954）年 6 月～昭和 31（1956）年 5 月

理事 12 名					
井澤誠四郎	稲美町印南	茨木達夫	稲美町野寺	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	繁田鹿太郎	稲美町国岡
清水永治	稲美町中村	砂川薫	三木市志染町広野	筒井昌次	明石市魚住町西岡
監事 3 名					
大竹忠次	稲美町草谷	竹本徳次	西区神出町田井	前田貞次	稲美町岡

第3期 昭和31（1956）年6月～昭和33（1958）年5月

理事 12名					
井澤誠四郎	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
上田昇一	稲美町和田	末福源治郎	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
小佐光治	稲美町野谷	竹本徳次	西区神出町田井	石田年雄	三木市別所町西這田

第4期 昭和33（1958）年6月～昭和35（1960）年5月

理事 12名					
井澤誠四郎	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	坊池智	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
森田滝	稲美町森安	末福源治郎	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
小佐光治	稲美町野谷	竹本徳次	西区神出町田井	前田貞次	稲美町岡

第5期 昭和35（1960）年6月～昭和37（1962）年5月

理事 12名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	中嶋甚吉	西区神出町南	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
田中寿賀治	稲美町六分一	石田年雄	三木市別所町西這田	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
梅本歳一	稲美町印南	西馬与一	西区神出町紫合	永井庄一	明石市魚住町長坂寺

第6期 昭和37（1962）年6月～昭和39（1964）年5月

理事 12名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	武仲右左治	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	藤本重当	西区神出町東	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	西海為之助	西区岩岡町岩岡	竹内修	稲美町岡
田中寿賀治	稲美町六分一	藤本信次	三木市別所町興治	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
梅本歳一	稲美町印南	西馬巽	西区神出町田井	藤本英二	稲美町国岡

第7期 昭和39(1964)年6月～昭和43(1968)年5月

理事 12名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	梅本歳一	稲美町印南
藤原長兵衛	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	西馬亀三郎	西区神出町北
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
田中寿賀治	稲美町六分一	北芝行幸	三木市志染町広野	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
本岡良一	稲美町加古	山本武雄	西区岩岡町西脇	石田年雄	三木市別所町西這田

第8期 昭和43(1968)年6月～昭和47(1972)年5月

理事 12名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	赤松賀次夫	稲美町蛸草
藤原長兵衛	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	西馬亀三郎 福島秀雄	西区神出町北 西区神出町小束野
竹内吉三郎	西区岩岡町古郷	水沢一幸	西区岩岡町岩岡	藤本英二	稲美町国岡
前田貞次	稲美町岡	松井清志	三木市別所町小林	橋本房一	明石市魚住町清水
監事 3名					
長谷川巖	稲美町下草谷	山本武雄	西区岩岡町西脇	田中寿賀治	稲美町六分一

第9期 昭和47(1972)年6月～昭和51(1976)年5月

理事 12名					
長谷川兼次	稲美町印南	大竹忠次	稲美町草谷	赤松賀次夫	稲美町蛸草
本岡良一	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	福島秀雄	西区神出町小束野
大西金太	西区上新地	水沢一幸	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
岸本義輝	稲美町岡	藤本秀雄	三木市別所町興治	永井庄一	明石市魚住町長坂寺
監事 3名					
大住元次	稲美町野寺	藤本久夫	西区神出町東	安達正一	明石市魚住町清水

第10期 昭和51(1976)年6月～昭和55(1980)年5月

理事 12名					
沼田歳之	稲美町蛸草	大竹忠次	稲美町草谷	笹倉正雄	稲美町印南
赤松武夫	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	福島秀雄	西区神出町小束野
大西金太	西区上新地	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
池田一民	稲美町森安	吉田源治	三木市別所町下石野	安達正一	明石市魚住町清水
監事 3名					
山口輝雄	稲美町野谷	藤本久夫	西区神出町東	辻元喜吉	稲美町岡

第11期 昭和55（1980）年6月～昭和59（1984）年5月

理事 12名					
沼田歳之	稲美町蛸草	大村秀夫	稲美町野谷	立花明	稲美町印南
広田政一	稲美町加古	西馬巽	西区神出町田井	藤本久夫	西区神出町東
梅田秀雄	西区上新地	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	岡本半次	稲美町北山
池田一民	稲美町森安	前田勉	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水
監事 3名					
沼田良一	稲美町加古	安福重知	西区岩岡町岩岡	吉田源治	三木市別所町下石野

第12期 昭和59（1984）年6月～昭和63（1988）年5月

理事 12名					
沼田歳之	稲美町蛸草	永井守	稲美町野寺	井上貞治	稲美町印南
広田政一	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
松井正一	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	繁田廣保	稲美町国岡
池田一民	稲美町森安	橋本一郎	三木市別所町小林	筒井生	明石市魚住町金ヶ崎
監事 3名					
大西博	稲美町草谷	木村忠夫	西区神出町田井	坂井英一	稲美町岡

第13期 昭和63（1988）年6月～平成4（1992）年5月

理事 12名					
沼田歳之	稲美町蛸草	竹内君夫	稲美町野谷	立花明	稲美町印南
田中正	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
杉尾繁夫	西区竜が岡	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	繁田廣保	稲美町国岡
池田一民	稲美町森安	藤本松男	三木市別所町興治	永井新八	明石市魚住町長坂寺
監事 3名					
井上貞治	稲美町印南	木村忠夫	西区神出町田井	田中新八	明石市魚住町清水

第14期 平成4（1992）年6月～平成8（1996）年5月

理事 12名					
沼田歳之	稲美町蛸草	魚住謙一	稲美町野寺	井上貞治	稲美町印南
澤陽三	稲美町加古	前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東
確永定雄	西区岩岡町古郷	吉岡義雄	西区岩岡町岩岡	大西晃	稲美町六分一
小山英和	稲美町北山	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	永井新八	明石市魚住町長坂寺
監事 3名					
大西博	稲美町草谷	木村忠夫	西区神出町田井	田口隆男	稲美町岡

第 15 期 平成 8 (1996) 年 6 月～平成 12 (2000) 年 5 月

理事 12 名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	下賀耕一	西区上新地	藤本久夫	西区神出町東
桃尾基治	西区神出町宝勢	石生幸男	明石市魚住町清水	永畑謙二	三木市志染町広野
小山英和	稲美町北山	笹倉源市	稲美町印南	藤本英市	稲美町中村
松井誠一	稲美町加古	森田純二	稲美町野谷	山口辰雄	稲美町蛸草
監事 3 名					
立花政弘	西区上新地	藤本恵弘	三木市別所町小林	大山順次	稲美町加古

第 16 期 平成 12 (2000) 年 6 月～平成 16 (2004) 年 5 月

理事 12 名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	立花政弘	西区上新地	梶貞美	西区神出町田井
金澤久富	西区神出町広谷	石生幸男	明石市魚住町清水	赤松慶宣	三木市別所町小林
井澤昭一郎	稲美町下草谷	小山英和	稲美町北山	笹倉源市	稲美町印南
福田真左男	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村	丸尾俊三	稲美町印南
監事 3 名					
竹内敬男	西区岩岡町古郷	松下仁至	稲美町岡	山口辰雄	稲美町蛸草

第 17 期 平成 16 (2004) 年 6 月～平成 20 (2008) 年 5 月

理事 12 名					
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	立花政弘	西区上新地	梶貞美	西区神出町田井
金澤久富	西区神出町広谷	石生幸男	明石市魚住町清水	小藤恒幸	三木市別所町興治
厚見侑三	稲美町国岡	植田増男	稲美町野寺	坂田洋一	稲美町加古
藤本英市	稲美町中村	丸尾俊三	稲美町印南	山口辰雄	稲美町蛸草
監事 3 名					
竹内敬男	西区岩岡町古郷	田中新八	明石市魚住町清水	西馬幸夫	稲美町野谷

第 18 期 平成 20 (2008) 年 6 月～平成 24 (2012) 年 5 月

理事 12 名					
藤田辰男 近藤達治	西区岩岡町岩岡	小山善昭	西区竜が岡	中井美智夫	西区神出町宝勢
藤本孝	西区神出町東	田中新八	明石市魚住町清水	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
厚見侑三	稲美町国岡	大村哲郎	稲美町野谷	坂田洋一 井上安男	稲美町加古
高松康文	稲美町印南	田中勝見	稲美町六分一	松田勲	稲美町蛸草
監事 3 名					
汐谷保	西区神出町小東野	田口巧	稲美町岡	丸尾俊三 厚見信一郎	稲美町印南

第19期 平成24(2012)年6月～平成28(2016)年3月

理事 12名					
小山善昭	西区竜が岡	近藤達治	西区岩岡町岩岡	岩坂要	西区神出町東
藤原秀勝	西区神出町宝勢	春名博	明石市魚住町清水	橋田惣一	三木市志染町広野
岩本保	稲美町蛸草	宇治橋弘	稲美町印南	大村哲郎	稲美町野谷
西澤一弘	稲美町六分一	山口剛	稲美町加古	山田學	稲美町北山
監事 3名					
木村秀章	西区岩岡町岩岡	小藤敏隆	三木市別所町興治	西川民雄	稲美町加古
顧問 1名					
寺嶋忠昭	三木市別所町下石野				

3 総代

第1期 昭和27(1952)年5月～昭和31(1956)年5月 100名

沼田久一	稲美町蛸草	大西猪太郎	稲美町蛸草	武仲右左治	稲美町蛸草
藤田薫	稲美町蛸草	松尾芳一	稲美町蛸草	松田定治	稲美町印南
唐木作治	稲美町印南	井澤誠四郎	稲美町印南	厚見政治	稲美町印南
山口市三郎	稲美町印南	梅田貫之助	稲美町印南	赤松治次	稲美町印南
澤田貞雄	稲美町印南	梅本忠平	稲美町印南	大山儀男	稲美町野谷
井澤雅次	稲美町野谷	宮本勘治	稲美町野谷	藤本勝治	稲美町草谷
鷺野俊治	稲美町草谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
山口俊信	稲美町下草谷	茨木達夫	稲美町野寺	橋本計三	稲美町野寺
大西善弘	稲美町野寺	井上宣	稲美町加古	沼田英雄	稲美町加古
前田一二	稲美町加古	沼田右左次	稲美町加古	藤原長兵衛	稲美町加古
二重政次郎	稲美町加古	西川広次	稲美町加古	矢崎慶一	稲美町加古
西川政逸	稲美町加古	清水永次	稲美町中村	辻本長次	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	藤崎重一	稲美町中村	岡本壽	稲美町六分一
藤本英二	稲美町国岡	坂本源次	稲美町北山	松本岩雄	稲美町幸竹
繁田鹿太郎	稲美町国岡	福田豊次	稲美町中一色	山本孫一	稲美町六分一
尾住重逸	稲美町森安	吉本性次	稲美町中村	田中寛二	稲美町六分一
山田文次郎	稲美町北山	藤田義一	稲美町国安	政平房次	稲美町国安
西馬亀三郎	西区神出町北	西馬与市	西区神出町紫合	中井慶次	西区神出町宝勢
山本雅次	西区神出町小束野	西馬正典	西区神出町田井	竹本徳次	西区神出町田井
近藤寅之助	西区神出町宝勢	藤本重当	西区神出町東	谷端武起	西区神出町南
森岡茂	西区神出町広谷	坊池智	西区神出町東	中嶋甚吉	西区神出町南
田中武雄	西区神出町紫合	森本富雄	西区神出町五百蔵	松本忠一	西区神出町池田
藤本政信	西区神出町東	西馬敬次郎	西区神出町宝勢	碓永悦治郎	西区岩岡町古郷
芝田福太郎	西区岩岡町野中	萩野正治	西区岩岡町岩岡	吉岡眞次	西区岩岡町岩岡
鳥住徳治	西区岩岡町古郷	水澤辰治	西区岩岡町岩岡	秋田長次	西区岩岡町岩岡
久森仁右衛門	西区岩岡町岩岡	竹内友治郎	西区岩岡町古郷	入江芳松	西区岩岡町岩岡
山本武雄	西区岩岡町西脇	仁田一治	西区岩岡町西脇	谷本重太郎	西区岩岡町野中
山崎岩太郎	西区上新地	茨木米松	西区上新地	小池徳治	西区平野町堅田

高塚貞治	西区押部谷町和田	厚竹治	三木市別所町興治	赤松光治	三木市別所町小林
末福源治郎	三木市別所町興治	石田年雄	三木市別所町西這田	松井正二	三木市別所町小林
篠原市仁	三木市志染町広野	砂川薫	三木市志染町広野	石田秀利	三木市志染町広野
橋本房一	明石市魚住町清水	安達正一	明石市魚住町清水	竹内右一	明石市魚住町清水
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎	松原清蔵	明石市大久保町大窪
藤田市太郎	加古川市野口町水足				

第 2 期 昭和 31 (1956) 年 5 月～昭和 35 (1960) 年 5 月 63 名

武仲右左治	稲美町蛸草	大西祝	稲美町蛸草	藤田薫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	井澤誠四郎	稲美町印南	山口市三郎	稲美町印南
笹倉正雄	稲美町印南	松田定治	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南
小佐光治	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
井沢光治	稲美町下草谷	魚住金治	稲美町野寺	植田芳継	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	西川政逸	稲美町加古
矢崎慶一	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
北谷健次	稲美町中村	山本定治	稲美町岡	本岡長次郎	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	森田滝	稲美町森安	小山性次	稲美町北山
上田昇一	稲美町和田	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
玉田梶雄	稲美町国安	西馬亀三郎	西区神出町北	竹本徳次	西区神出町田井
坊池智	西区神出町東	藤本重当	西区神出町東	西馬与市	西区神出町紫合
福島秀雄	西区神出町小東野	中井徳夫	西区神出町宝勢	平田信太郎	西区神出町宝勢
中嶋甚吉	西区神出町南	岡野文治	西区神出町広谷	安福政治	西区岩岡町岩岡
吉岡眞次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	長井利雄	西区岩岡町野中
谷本重太郎	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	碓永悦次郎	西区岩岡町古郷
安福政男	西区上新地	山本武雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	五百蔵賢治	三木市別所町小林	厚竹治	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	田中弥三郎	三木市別所町下石野	松本安治郎	三木市志染町広野
砂川磯一	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	松原清蔵	明石市大久保町大窪	藤田市太郎	加古川市野口町水足

第 3 期 昭和 35 (1960) 年 5 月～昭和 39 (1964) 年 5 月 63 名

武仲右左治	稲美町蛸草	吉岡仙治郎	稲美町蛸草	山口万喜能	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	藤原武次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
松田定治	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南	小佐勝	稲美町野谷
井沢計男	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本牛松	稲美町草谷
井沢正継	稲美町下草谷	橋本隆一	稲美町野寺	大西弘	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	西川政逸	稲美町加古
沼田右左次	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
北谷健次	稲美町中村	西海元次	稲美町岡	本岡長次郎	稲美町岡
前田貞次	稲美町岡	大森健次	稲美町森安	谷川五一	稲美町北山
松本清	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
藤田喜市	稲美町国安	西馬亀三郎	西区神出町北	西馬巽	西区神出町田井

藤本重当	西区神出町東	藤本久夫	西区神出町東	西馬与市	西区神出町紫合
福島秀雄	西区神出町小東野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中武造	西区神出町宝勢
中嶋甚吉	西区神出町南	森岡茂	西区神出町広谷	荒瀬英夫	西区岩岡町岩岡
吉岡眞次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	入江誠一	西区岩岡町岩岡
長井利雄	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	桜井迪夫	西区上新地
山本武雄	西区岩岡町西脇	吉田良雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	藤本信次	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	田中弥三郎	三木市別所町下石野	松本安治郎	三木市志染町広野
永畑秀太郎	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田政裕	明石市大久保町大窪	藤田市太郎	加古川市野口町水足

第4期 昭和39(1964)年5月～昭和43(1968)年5月 63名

大西俊二	稲美町蛸草	吉岡仙治郎	稲美町蛸草	山口万喜能	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	藤原武次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
橋本善信	稲美町印南	梅本歳一	稲美町印南	松尾司	稲美町野谷
大村幸男	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	岸本喜太郎	稲美町草谷
長谷川巖	稲美町下草谷	伊藤広国	稲美町野寺	永井永一	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	本岡良一	稲美町加古
沼田右左次	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村
沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	西川清一	稲美町岡
岩林義一	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	井上輝夫	稲美町北山
小柴伝治	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
大西角治	稲美町国安	田中武雄	西区神出町紫合	竹本貫二	西区神出町田井
村井信治	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	森本富雄	西区神出町五百蔵
福島秀雄	西区神出町小東野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中繁雄	西区神出町宝勢
筒井治三郎	西区神出町池田	穴田巖	西区神出町広谷	吉岡悦治	西区岩岡町岩岡
秋田長次	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	入江誠一	西区岩岡町岩岡
長井利雄	西区岩岡町野中	藤原重夫	西区岩岡町古郷	桜井迪夫	西区上新地
山本武雄	西区岩岡町西脇	吉田良雄	西区岩岡町西脇	小池徳治	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	西馬清	三木市別所町小林	藤本信次	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田政裕	明石市大久保町大窪	山本宗次	加古川市野口町北野

第5期 昭和43(1968)年5月～昭和47(1972)年5月 63名

山口正男	稲美町蛸草	岩本岩雄	稲美町蛸草	赤松賀次夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	赤松昇次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
橋本善信	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	畠由三郎	稲美町野谷
大村衛	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	魚住一男	稲美町草谷
長谷川巖	稲美町下草谷	橋本頼雄	稲美町野寺	永井常次	稲美町野寺
藤原長兵衛	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	本岡良一	稲美町加古
松尾定	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	藤本正	稲美町中村

沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	前田貞次	稲美町岡
丸山俊一	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
小柴伝治	稲美町幸竹	田中寿賀治	稲美町六分一	藤本英二	稲美町国岡
玉田勝	稲美町国安	坂口一次	西区神出町北	竹本貫二	西区神出町田井
前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	藤本伏雪	西区神出町東
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	竹中武造	西区神出町宝勢
森岡瀬治郎	西区神出町紫合	金沢久富	西区神出町広谷	藤田忠雄	西区岩岡町岩岡
藤田福治	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	安福利男	西区岩岡町古郷
芝田福太郎	西区岩岡町野中	藤原重夫	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
飯貝功	西区竜が岡	仁田源作	西区岩岡町西脇	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	小藤間佐一	三木市別所町興治
石田年雄	三木市別所町西這田	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	筒井英次	明石市魚住町金ヶ崎
永井庄一	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪	岸本近夫	加古川市野口町北野

第 6 期 昭和 47 (1972) 年 5 月～昭和 51 (1976) 年 5 月 62 名

大西章	稲美町蛸草	岩本岩男	稲美町蛸草	赤松賀次夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	赤松昇次	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
井上貞治	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	小佐光治	稲美町野谷
大村秀夫	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	辻本清	稲美町草谷
長谷川巖	稲美町下草谷	大住元次	稲美町野寺	山本好夫	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	田中益次	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
松尾定	稲美町加古	宮永重作	稲美町加古	有馬勝治	稲美町中村
沼田淳次	稲美町中村	岸本義輝	稲美町岡	辻元喜吉	稲美町岡
大村満喜雄	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
坂本文夫	稲美町幸竹	北口竹夫	稲美町六分一	古谷義夫	稲美町国岡
宮本丁二	稲美町国安	加古恒一	西区神出町紫合	西馬喜代美	西区神出町田井
前渕芳雄	西区神出町南	藤本久夫	西区神出町東	長田正己	西区神出町東
福島秀雄	西区神出町小束野	中井慶治	西区神出町宝勢	高見増次	西区神出町池田
西馬明	西区神出町宝勢	穴田嘉男	西区神出町広谷	安福重知	西区岩岡町岩岡
藤田福治	西区岩岡町岩岡	高見幸三郎	西区岩岡町岩岡	安福利男	西区岩岡町古郷
石井賢二	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
山本武雄	西区岩岡町西脇	仁田源作	西区岩岡町西脇	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	五百蔵幸三	三木市別所町小林
山口光臣	三木市別所町興治	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	安達正一	明石市魚住町清水	増田登	明石市魚住町清水
橋本高雄	明石市魚住町金ヶ崎	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 7 期 昭和 51 (1976) 年 5 月～昭和 55 (1980) 年 5 月 62 名

藤本孝夫	稲美町蛸草	山口辰雄	稲美町蛸草	松尾光夫	稲美町蛸草
長谷川兼次	稲美町印南	加藤勲	稲美町印南	笹倉正雄	稲美町印南
井上貞治	稲美町印南	垣本鶴松	稲美町印南	小佐邦夫	稲美町野谷

宮本武司	稲美町野谷	大竹忠次	稲美町草谷	横井重雄	稲美町草谷
長谷川巖	稲美町下草谷	魚住哲四郎	稲美町野寺	魚住美清	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	広田政一	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
藤原喜夫	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上久夫	稲美町中村	池田千晴	稲美町岡	辻元喜吉	稲美町岡
松本武男	稲美町岡	池田一民	稲美町森安	岡本半次	稲美町北山
小柴章	稲美町幸竹	北口竹夫	稲美町六分一	繁田広保	稲美町国岡
宮本丁二	稲美町国安	西馬励	西区神出町北	西馬喜代美	西区神出町田井
前測芳雄	西区神出町南	藤本正之	西区神出町東	森本利昭	西区神出町五百蔵
福島秀雄	西区神出町小束野	田中博治	西区神出町宝勢	西馬巖	西区神出町紫合
近藤明	西区神出町宝勢	金沢久富	西区神出町広谷	安福重知	西区岩岡町岩岡
吉岡幸太郎	西区岩岡町岩岡	久森輝夫	西区岩岡町岩岡	杉尾房治	西区竜が岡
石井賢二	西区岩岡町野中	鳥住徳治	西区岩岡町古郷	近藤健三	西区岩岡町岩岡
梅田秀雄	西区上新地	田中輝男	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
岡野謙一	西区押部谷町和田	松井清志	三木市別所町小林	藤本謙二	三木市別所町興治
山本啓逸	三木市別所町興治	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝行幸	三木市志染町広野
楠原清	三木市志染町広野	永井敏雄	明石市魚住町長坂寺	増田登	明石市魚住町清水
横山兵二	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第8期 昭和55(1980)年5月～昭和59(1984)年5月 62名

山口辰雄	稲美町蛸草	大西光二	稲美町蛸草	藤原静夫	稲美町蛸草
井上貞治	稲美町印南	長谷川兼次	稲美町印南	中谷省二	稲美町印南
立花明	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村秀夫	稲美町野谷
小佐邦夫	稲美町野谷	大西博	稲美町草谷	大山勝司	稲美町草谷
長谷川茂一	稲美町下草谷	永井守	稲美町野寺	大住滋男	稲美町野寺
沼田良一	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	吉田唯郎	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	広田政一	稲美町加古	竹元昭一	稲美町中村
大西年夫	稲美町中村	岡本半次	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	池田千晴	稲美町岡
辻元喜吉	稲美町岡	西川貞次	稲美町岡	藤田儀一	稲美町国安
古谷隆夫	稲美町国岡	藤本正之	西区神出町東	前測芳雄	西区神出町南
西馬喜代美	西区神出町田井	西馬励	西区神出町北	室山義信	西区神出町東
藤本定己	西区神出町小束野	田中博治	西区神出町宝勢	西馬明	西区神出町宝勢
高見増次	西区神出町池田	穴田嘉男	西区神出町広谷	荒瀬正己	西区岩岡町岩岡
吉岡幸太郎	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	石井資二	西区岩岡町野中
久森輝夫	西区岩岡町岩岡	杉尾房治	西区竜が岡	鳥住徳治	西区岩岡町古郷
小泉茂	西区竜が岡	田中輝男	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	赤松敏之	三木市別所町小林	卷藁治	三木市別所町興治
松本年一	三木市別所町下石野	吉田源治	三木市別所町下石野	北芝久治	三木市志染町広野
澤田幸雄	三木市志染町広野	筒井生	明石市魚住町金ヶ崎	増田登	明石市魚住町清水
魚谷悦雄	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 9 期 昭和 59 (1984) 年 5 月～昭和 63 (1988) 年 5 月 62 名

大西敏夫	稲美町蛸草	大西光二	稲美町蛸草	衣笠実雄	稲美町蛸草
植田昭一郎	稲美町印南	唐木敏行	稲美町印南	厚見武史	稲美町印南
立花明	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷	大西礼次郎	稲美町野寺
大西保	稲美町野寺	大山弘	稲美町野谷	長谷川茂一	稲美町下草谷
沼田良一	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	日坂祐次郎	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	田中貴久次	稲美町加古	竹元昭一	稲美町中村
大西年夫	稲美町中村	岡本半次	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	坂井英一	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	宮本浩平	稲美町国安	岡本実	稲美町六分一
繁田廣保	稲美町国岡	藤本正之	西区神出町東	西本照範	西区神出町南
西馬正幸	西区神出町田井	金沢久富	西区神出町広谷	室山義信	西区神出町東
藤本定己	西区神出町小束野	竹中春男	西区神出町宝勢	桃尾基治	西区神出町宝勢
西馬文男	西区神出町紫合	測上哲男	西区神出町紫合	安福裕	西区岩岡町岩岡
秋田静穂	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	長井清	西区岩岡町野中
二星義春	西区岩岡町岩岡	谷口隆	西区上新地	源貞夫	西区竜が岡
上月清信	西区岩岡町古郷	宮部登	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	末福重雄	三木市別所町興治	寺島忠昭	三木市別所町下石野
赤松岩根	三木市別所町小林	赤松昇司	三木市別所町小林	前田勉	三木市志染町広野
大西二郎	三木市志染町広野	橋本惣一	明石市魚住町清水	永井新八	明石市魚住町長坂寺
魚谷悦雄	明石市魚住町長坂寺	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第 10 期 昭和 63 (1988) 年 5 月～平成 4 (1992) 年 5 月 62 名

大西敏夫	稲美町蛸草	山口辰雄	稲美町蛸草	藤原平二	稲美町蛸草
植田昭一郎	稲美町印南	丸尾俊三	稲美町印南	赤松宗次	稲美町印南
笹倉源市	稲美町印南	垣本雪夫	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷	植田栄二	稲美町野寺
植田増男	稲美町野寺	森田純二	稲美町野谷	井澤昭一郎	稲美町下草谷
栗林定夫	稲美町加古	一井長治	稲美町加古	日坂敏夫	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	田中貴久次	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上武夫	稲美町中村	小山忠充	稲美町北山	小柴章	稲美町幸竹
池田一民	稲美町森安	大西晃	稲美町六分一	岡本幸男	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	岡本道夫	稲美町岡	上田忠雄	稲美町国安
繁田廣保	稲美町国岡	大辻勇夫	西区神出町東	西本照範	西区神出町南
西馬正幸	西区神出町田井	胸永一三	西区神出町山西	坂口忠次	西区神出町北
森本清市	西区神出町五百蔵	西馬明	西区神出町宝勢	桃尾基治	西区神出町宝勢
藤本定己	西区神出町小束野	西馬文男	西区神出町紫合	水澤正太郎	西区岩岡町岩岡
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	長井清	西区岩岡町野中
久森吾郎	西区岩岡町岩岡	安福悦男	西区上新地	山本武宏	西区岩岡町西脇
上月清信	西区岩岡町古郷	宮部登	西区岩岡町古郷	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	畑枝修	三木市別所町興治	藤本安孝	三木市別所町興治

寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	五百蔵正夫	三木市別所町小林	永畑美好	三木市志染町広野
大西二郎	三木市志染町広野	竹谷賢二	明石市魚住町長坂寺	五百蔵清一	明石市魚住町長坂寺
石生幸男	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第11期 平成4（1992）年5月～平成8（1996）年5月 62名

山口辰雄	稲美町蛸草	岡本好明	稲美町蛸草	沼田竹司	稲美町蛸草
丸尾俊三	稲美町印南	赤松正夫	稲美町印南	植田文幸	稲美町印南
笹倉源市	稲美町印南	植田昭一郎	稲美町印南	大村伊三夫	稲美町野谷
森田純二	稲美町野谷	大山勝司	稲美町草谷	大西博	稲美町草谷
井澤昭一郎	稲美町下草谷	橋本國宏	稲美町野寺	橋本宗弘	稲美町野寺
一井長治	稲美町加古	松尾丈一	稲美町加古	日坂敏夫	稲美町加古
渋谷勇	稲美町加古	小林黄芳	稲美町加古	藤本英市	稲美町中村
井上武夫	稲美町中村	小山英和	稲美町北山	尾住忠男	稲美町森安
大西晃	稲美町六分一	小柴章	稲美町幸竹	鳴瀧明	稲美町国岡
上田忠雄	稲美町国安	岡本幸男	稲美町岡	岡本道夫	稲美町岡
田口隆男	稲美町岡	藤井寛治	西区神出町東	室山義信	西区神出町東
西本照範	西区神出町南	西馬正幸	西区神出町田井	金沢久富	西区神出町広谷
西馬文男	西区神出町紫合	桃尾基治	西区神出町宝勢	岩本喜男	西区神出町紫合
藤本定己	西区神出町小束野	竹中春男	西区神出町宝勢	吉岡和美	西区岩岡町古郷
碓永幸男	西区岩岡町古郷	下賀耕一	西区上新地	立花政弘	西区上新地
高見敬信	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中	安福末一	西区岩岡町岩岡
藤田辰男	西区岩岡町岩岡	入江義夫	西区岩岡町岩岡	小池保二	西区平野町堅田
高塚秀男	西区押部谷町和田	藤本安孝	三木市別所町興治	吉田修三	三木市別所町下石野
赤松昇司	三木市別所町小林	赤松慶宣	三木市別所町小林	大西二郎	三木市志染町広野
永畑美好	三木市志染町広野	竹谷賢二	明石市魚住町長坂寺	五百蔵清一	明石市魚住町長坂寺
石生幸男	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪		

第12期 平成8（1996）年5月～平成12（2000）年5月 41名

藤田精美	西区岩岡町岩岡	安福求	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中
久森武	西区岩岡町岩岡	山末茂男	西区大沢	碓永多喜男	西区岩岡町古郷
室山義信	西区神出町東	吉田一	西区神出町南	西馬喜志夫	西区神出町宝勢
藤田利章	西区神出町勝成	胸永一三	西区神出町広谷	西馬之胤	西区神出町北
竹中春男	西区神出町宝勢	高塚秀男	西区押部谷町和田	増田智	明石市魚住町清水
田中新八	明石市魚住町清水	永田藤夫	明石市大久保町大窪	赤松慶宣	三木市別所町小林
神吉日出雄	三木市別所町興治	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野	永畑美好	三木市志染町広野
大村伊三夫	稲美町野谷	橋本宗弘	稲美町野寺	藤本義朗	稲美町草谷
前川進	稲美町草谷	赤松正夫	稲美町印南	大岡義一	稲美町印南
丸尾俊三	稲美町印南	丸尾義和	稲美町印南	田中武彦	稲美町蛸草
大西正信	稲美町蛸草	高松由明	稲美町国岡	上田忠雄	稲美町国安
岡本実	稲美町六分一	岡本勝美	稲美町岡	大橋貞夫	稲美町森安
坂元英樹	稲美町幸竹	杉本純雄	稲美町中村	西川博	稲美町加古
松尾春夫	稲美町加古	小野勝己	稲美町加古		

第 13 期 平成 12 (2000) 年 5 月～平成 16 (2004) 年 5 月 41 名

小西勝義	西区岩岡町野中	水澤英一	西区岩岡町岩岡	久森辰夫	西区岩岡町岩岡
仁田弘	西区岩岡町西脇	近藤達治	西区岩岡町岩岡	碓永多喜男	西区岩岡町古郷
高塚秀男	西区押部谷町和田	金沢久富	西区神出町広谷	木戸勝清	西区神出町小束野
前田俊明	西区神出町宝勢	田中健嗣	西区神出町紫合	高野正	西区神出町田井
吉田一	西区神出町南	室山勇	西区神出町東	田中新八	明石市魚住町清水
橋本繁	明石市魚住町金ヶ崎	永田弘	明石市大久保町大窪	赤松陸生	三木市別所町小林
永畑美好	三木市志染町広野	神吉日出雄	三木市別所町興治	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
西川光夫	稲美町加古	本岡和久	稲美町加古	玉川泰彦	稲美町加古
吉本正人	稲美町中村	坂元英樹	稲美町幸竹	田中勝見	稲美町六分一
池田千晴	稲美町岡	辻元康明	稲美町岡	上田忠雄	稲美町国安
大西明弘	稲美町国岡	田中武彦	稲美町蛸草	大西茂	稲美町蛸草
丸尾義和	稲美町印南	松岡俊行	稲美町印南	大岡義一	稲美町印南
大岡健一	稲美町印南	米田徹	稲美町草谷	藤本義朗	稲美町草谷
植田増男	稲美町野寺	畠房生	稲美町野谷		

第 14 期 平成 16 (2004) 年 5 月～平成 20 (2008) 年 5 月 41 名

大西隆	西区神出町勝成	木戸勝清	西区神出町小束野	高野正	西区神出町田井
藤本孝	西区神出町東	岡野健治	西区神出町広谷	坂口孝哉	西区神出町北
丹田康男	西区神出町宝勢	中垣泰彦	西区平野町堅田	久森辰夫	西区岩岡町岩岡
近藤達治	西区岩岡町岩岡	安福秀喜	西区岩岡町岩岡	小西勝義	西区岩岡町野中
杉尾勝利	西区竜が岡	澤田恒雄	西区岩岡町西脇	増田智	明石市魚住町清水
長尾勉	明石市魚住町長坂寺	永田弘	明石市大久保町大窪	寺嶋忠昭	三木市別所町下石野
永畑美好	三木市志染町広野	藤本輝夫	三木市別所町興治	赤松慶宣	三木市別所町小林
外山一司	稲美町加古	前田隆良	稲美町加古	小山初美	稲美町加古
坂本幹男	稲美町北山	松本豊	稲美町幸竹	田中勝見	稲美町六分一
小林保男	稲美町岡	辻元康博	稲美町岡	玉田進	稲美町国安
岡本光廣	稲美町国岡	藤本辨二	稲美町蛸草	松田勲	稲美町蛸草
藤本徳夫	稲美町岡	宇治橋弘	稲美町印南	鳥取正和	稲美町印南
藤原泰彦	稲美町印南	鷺野禎男	稲美町草谷	米田徹	稲美町草谷
山本義信	稲美町野寺	畠房生	稲美町野谷		

第 15 期 平成 20 (2008) 年 5 月～平成 24 (2012) 年 5 月 41 名

岩坂要	西区神出町東	木戸勝清	西区神出町小束野	田中隆雄	西区神出町宝勢
正井利実	西区神出町宝勢	平井隆	西区神出町紫合	瀧上晋	西区神出町紫合
森本一郎	西区神出町五百蔵	中垣泰彦	西区平野町堅田	往頼照郎	西区岩岡町古郷
碓永隆	西区岩岡町古郷	木村秀章	西区岩岡町岩岡	近藤清市	西区岩岡町岩岡
平田吉晴	西区岩岡町岩岡	西嶋真規	西区岩岡町野中	永田弘	明石市大久保町大窪
永井虎男	明石市魚住町長坂寺	春名博	明石市魚住町清水	表西信吉	三木市別所町下石野
山本文雄	三木市別所町興治	濱田瑛一	三木市別所町小林	北芝千秋	三木市志染町広野
沼田英正	稲美町加古	三俣茂	稲美町加古	福田和彦	稲美町加古
岸本直文	稲美町岡	丸山治正	稲美町岡	山田學	稲美町北山

松本豊	稲美町幸竹	吉田幸男	稲美町中村	藤本馨	稲美町中村
岡本光廣	稲美町国岡	藤田達夫	稲美町蛸草	宇治橋弘	稲美町蛸草
宇治橋弘	稲美町印南	赤松隆芳	稲美町印南	植田正博	稲美町印南
大住隆夫	稲美町野寺	藤原久夫	稲美町草谷	鷺野禎男	稲美町草谷
畠房生	稲美町野谷	井澤節城	稲美町野谷		

第 16 期 平成 24 (2012) 年 5 月～平成 28 (2016) 年 3 月 41 名

中垣泰彦	西区平野町堅田	穴田泰久	西区神出町広谷	加古正繼	西区神出町紫合
河井一	西区神出町五百蔵	木戸勝清	西区神出町小束野	竹中祐輔	西区神出町田井
藤本猛	西区神出町東	山口実	西区神出町宝勢	入江和彦	西区岩岡町岩岡
徃頼照郎	西区岩岡町古郷	木下一	西区岩岡町岩岡	澤田昌宏	西区岩岡町西脇
西嶋真規	西区岩岡町野中	水澤靖五	西区岩岡町岩岡	安達哲哉	明石市魚住町清水
岸田守	明石市魚住町清水	永田耕造	明石市大久保町西脇	山本文雄	三木市別所町興治
吉田正一	三木市別所町下石野	北門俊彦	三木市福井	石原義勝	三木市志染町広野
稲岡辰夫	稲美町加古	外山一司	稲美町加古	小野勝巳	稲美町加古
岩林修	稲美町岡	平山一雄	稲美町岡	吉田幸男	稲美町中村
岡本芳和	稲美町北山	鳴瀧滋司	稲美町国岡	上田孝司	稲美町国安
中本孝一	稲美町六分一	藤本正幸	稲美町草谷	松尾恒美	稲美町蛸草
藤本和廣	稲美町蛸草	藤原久夫	稲美町草谷	丸尾一良	稲美町印南
丸尾博美	稲美町印南	松本敏之	稲美町野寺	山口英樹	稲美町野谷
大岡肇	稲美町印南	水野和裕	稲美町印南		

4 歴代職員 (51 名)

氏 名	採用年月日	退職年月日	氏 名	採用年月日	退職年月日
中西源次郎	T 4. 2.20	S31.12.28	永畑正次郎	T 7. 3.10	S31.12.28
藤原慶治郎	T12. 9.19	S28. 9.26	武仲信治	S 4. 5.18	S36. 5.31
岩坂静夫	S15. 1. 16	S61. 3.31	藤本房一	S15. 7.31	S47. 6.30
藤田忠作	S18. 9.30	S47. 1. 1	竹中君夫	S19. 8. 9	H 2.12.31
大澤猪一	S21. 7.31	S38. 7. 1	米村祐一	S22. 2. 1	S48. 4.30
畠 政男	S22. 2.28	S28. 4. 4	田中安治	S22. 7. 1	S56. 1.31
前川徳雄	S22.12.31	S41.10.31	亀尾 馨	S23. 1.13	S37. 6. 5
告野忠之	S23. 4.16	S33. 4.30	藤原梅吉	S23. 4.22	S36. 4.26
大西種一	S23. 5. 1	S46. 4. 1	奥村近次	S23. 7. 9	S30.07.31
清平武三	S23.11.15	S31.12.30	三島正子	S23.12.18	S53. 6. 1
西川まつ子	S24. 2.19	S48. 6.30	蓬萊久一	S25. 7.13	S27.10.12
武仲政太郎	S25.11. 1	S30.11.30	本岡朝智子	S26. 4. 1	S36. 5.31
長田邦雄	S26. 4. 1	S56. 7.30	山本啓逸	S26. 9.10	S49. 5.31
松岡和子	S26.12.28	S36. 1.31	西川邦夫	S27.10. 2	S31.12.28
山西健治	S27.10.21	S53. 4. 1	萩原文雄	S29. 3. 4	S34.10.31
吉田久治	S31. 4.28	S52. 4. 1	高橋信吾	S35. 4. 1	H8. 3.31

氏名	採用年月日	退職年月日	氏名	採用年月日	退職年月日
中村邦子	S36. 3. 1	S41. 2. 1	大澤信雄	S38. 7. 1	S62.12.31
前川政弘	S46. 2. 5	S62.12.31	大村きくの	S48. 7. 1	S57. 6.30
井澤弘昌	S52. 3. 1	H28. 3.31	魚住光	S52. 9. 1	S58. 9.30
山西ヒサ	S53. 4. 1	S59. 8. 6	藤井安夫	S53. 7. 1	H 4.12.25
谷口義雄	S56. 2. 1	H 4. 4.21	米田清子	S57. 7. 1	H28. 3.31
水野あつみ	S58. 9. 1	H 8. 3.31	山西久代	S59.12. 8	H 4. 4.22
松田忠一	S62. 4. 1	H 8. 3.31	藤本雅典	H 4. 4. 1	H 8. 3.31
永井春夫	H 4. 5. 6	H 8. 3.31	長谷川博彦	H13. 3. 1	H28. 3.31
森田光弘	H22. 8. 1	H28. 3.31	樽本種昭	H24. 4. 1	H28. 3.31
大山みゑ子	不明	S28. 2. 7			

淡山合併解散記念誌編集委員会名簿

区 分	氏 名	所 属
委員長	大村哲郎（稲美町母里）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事長
副委員長	小山善昭（神戸市西区竜が岡）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区副理事長
委 員	厚見侑三（稲美町天満）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区副理事長
	橘田惣一（三木市）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	近藤達治（神戸市西区岩岡町）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	春名 博（明石市）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	藤原秀勝（神戸市西区神出町）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事
	山口 剛（稲美町加古）	元兵庫県淡河川山田川土地改良区理事

※委員は順不同

兵庫県^{淡河川}_{山田川}土地改良区合併解散記念

淡 山 疏 水 128 年 史

疏水開削～未来創造

2020年3月発行

編 集 淡山合併解散記念誌編集委員会

発 行 東播用水土地改良区
〒673-0512 兵庫県三木市志染町井上 683
TEL (0794)-87-0545 FAX (0794)-87-0547
H P : <http://www.toban-yosui.jp/>
E-mail:soumu@toban-yosui.jp

印 刷 交友印刷株式会社
〒650-0047
兵庫県神戸市中央区港島南町5丁目4-5
TEL (078)-303-0088